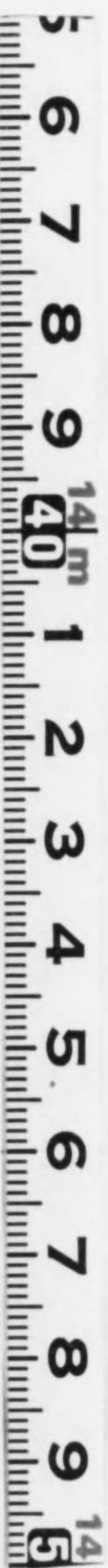


011.2  
Mt73

011. 2-Mi 73ㄅ



1200500723267



始



昭和五年八月

明治維新後  
に於ける

圖書館關係法規一覽

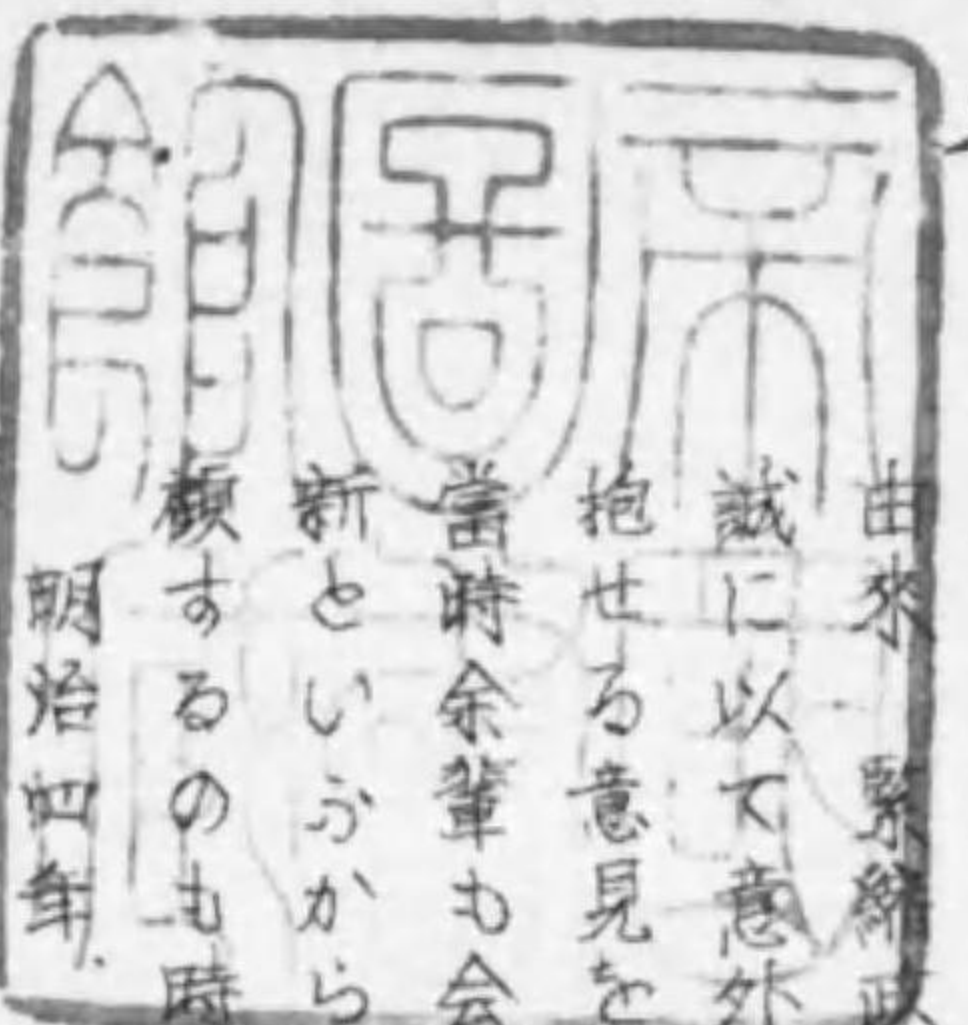
宮城縣圖書館一覽

宮城縣圖書館

は し が き

發行所寄贈本

278-154  
011.2  
M=73



本年三月中旬、文部省は、全國圖書館長を招集し、本省に於て近く圖書館關係法  
規を改正せんとする意圖ある故諸君は存分思ふところを述べよとの事であつた。

由來、緊縮政策を標榜し、しかも着々施行して居る現政府に、かゝる計画ありとは  
誠以て意外乍ら有り難き仕合である。此の機運すべからずと、同僚諸君も平素懐  
抱せる意見を十分に吐露せられ、遂には會議日数延長とまで熱した次第であつた。  
當時余輩も会の議席に列して、一寸胸に浮んだ、それは古い語ではあるが、温古知  
新といふから、此際少くとも明治維新後、我國圖書館事業の衰遷を法規の上より圓  
顧するの時機にとつて聊か興味ある事と考へた。



して同様差遣の人々への教旨をはじめとし、同十年四月、田中（不二）蔵呂（文部大  
輔）が『公立書籍館の設置を要す』との訓令を發し、『今や公立學校の設置稍多きを  
加ふるの秋に際し独り公立書籍館の設置甚だ少なきは教育上の缺憾と謂はざるを得  
ず……蓋公立図書館の設置隨を各地方に接し漸く着効を見るべきの日に

及びては政府も亦其費額の幾分を補給すのは敢て不當に非ざるを信ずらんと奨励したる。又同十二年、文部省が古事類苑編纂事業を創始してより大正三年に至るまで正に三十五年間、文部省、皇典講究所及神宮司廳の支出したる金額は数十万円に達すべく、幾多學者の心血を凝したる事績は、三百五十冊（和装）を千巻の大百科全書を完成して日本固有の文化の精粹を集めたる國家的珍宝を築大成したること、同三十年、第十四帝國議會に於て、圖書館國庫補助法案が貴族院の議に上るや、提出者の戸山博士が、例の熱辯を振つて古今東西の例證を引用し、教育機關たる圖書館建設の必要を説き、其發展策を諄々と論じ去り論じ未つて「ドウカ通過シマシテ衆議院ニ回ツテ法律案トナツテ効ヲ奏スルコトヲ希望致シマス」と結んでゐるなど、かくも故人先輩は、早くより遠大なる計畫を樹て、異常なる熱心を以て圖書館事業を勸奨し督勵したるにかゝはらず、現下我國書界の情況は如何に、全く以て御話にならぬ食積さではないか、そもく是は誰の責任か、誰の罪かといひたくなるが、結局は朝野何れにも責任があり、罪も何る、庶幾くは昭和五年を創して我國圖書館界に一大飛躍的進展あらんことを神かけて祈るより外はない、さすれば本編は我邦圖書館の過去帳として永く保存するの價値を生ずるであらう。

敢て一言を述べて本編々述の敬意を明にして置く。

昭和五年八月

宮城縣圖書館長 池田菊左衛門

例言

- 一 本編は圖書、圖書館、博物館（本館には博物館あり）圖書館団体、学制、教育令、勅字、布令、修史、銀層、書籍刊行、新聞紙発行、官制、印章、勅旨、外國関係、郵便等の諸項に分つといへども主として圖書及圖書館につき比較的密接なる関係ありと認むるものを採録せるに過ぎず
- 二 各題目の配列は成るべく年月順に掲げたり。多くは明治二十三年頃までのものなり
- 三 本館一覽は特に一項として纏めたる記述をなせり。
- 四 参考書類は一々記載せざるも大部分は明治二十三、四年内閣記録局編輯の『法規分類大全』に據れり。其他は引用を明記す。
- 五 法令は成るべく其当時の体裁様式を存し、且建議、上書、照会等研究上参考となるべき部分は努めて之を集録せり。
- 六 文字、文章（句読も）等は原文の終とす。語句、修辭等も現代より見れば可なり相違あり。たとへば、了（コト）。覽（見）。官準……（官許）。

（又は許可）。準刻……（出版）。政表……（統計）。等の如し

目次

◎ 圖書館、博物館、圖書等

一	大史局紅葉山文庫ヲ管ス	明治三	年	二	月	二	三	日	頁
二	書籍館	五		四					(一)
三	書籍寶藏所	六		八					(二)
四	淺草文庫	七		七					(三)
五	全國古今ノ書籍著目ヲ作り内務省へ差出サシム	七		七					(四)
六	内務省ヨリ第三局へ達	七		七					(四)
七	學事年報踏表中ノ博物館、書籍館	八		四					(五)
八	東京書籍館へ圖書等運付	八		二					(五)
九	文部省上奏	九		二					(七)
一〇	大社古社名山巨利ノ文庫經藏及其備書ノ教目ヲ録上セシム	一		五					(七)
一一	書籍館設置廢止ニ関スル法規	一		五					(八)

一	花咲学校備書寶藏規程	一	三	七	二	一	(九)	
二	書籍館設置ニ関スル文部當局ノ意見	一	五	一	一	一	(二)	
三	學校備置ノ圖書ヲ生徒ニ觀覽セシムル件	一	五	五	一	二	(三)	
四	大政官文庫	一	七	一	二	四	(四)	
五	圖書館、博物館ノ所屬	一	九	三	二	九	(六)	
六	農商務省圖書館	二	〇	二	二	五	(一六)	
七	東京圖書館(帝國圖書館)	二	〇	二	二	四	(一九)	
八	帝國大學圖書館圖書借覽方	二	二	一	一	一	(二〇)	
九	内務省千代田文庫ヲ内閣ニ屬シ	二	三	二	二	四	(二〇)	
一〇	更ニ之ヲ省內ニ建設スルノ議	二	三	二	二	四	(二〇)	
一一	内閣所管ノ圖書ニシテ永世保存スベキモノヲ 帝室御府ニ移ス	二	三	一	〇	一	五	(二二)
一二	衆議院文庫圖書管理方	二	三	一	一	一	八	(二五)
一三	貴族院文庫圖書管理方	二	三	一	一	一	八	(二六)
一四	博物館 (沿革)	二	四	一	一	一	八	(二七)

二五	博覧会事務局ヲ博物館ト改稱シ内務省ニ屬ス	八	三	三一	(二八)
二六	博物館開館式ノ勅語	一五	三	二〇	(三〇)
二七	農商務省博物館	一九	一	二七	(三一)
二八	農商務省所管ノ博物館ヲ宮内省ニ屬ス	一九	三	二四	(三三)
二九	博物館ヲ図書寮ニ屬ス	二一	一	一八	(三三)
三〇	博物館制	二一	一	一八	(三三)
三一	帝室博物館ヲ置キ官制ヲ定ム	二二	五	一六	(三四)
三二	正倉院宝库ノ帝室博物館所屬ナリシヲ 改メテ別ニ管理主任ヲ定ム	二二	六	六	(三五)
三三	正倉院宝库御物拜觀手續抄	二二	七	一六	(三六)
三四	小石川菓草試植園ヲ文部省ニ移ス	二二	一	二八	(三七)
三五	衛生参考室ヲ設置書籍等ヲ公衆ニ縦覧セシム	一七	一	二七	(三八)
三六	海軍中央文庫官制	二二	四	二〇	(四一)
三七	内閣文庫所掌事務	二三	六	三〇	(四三)
三八	徒罪人修身書讀詔	三一	一	—	(四四)

三九	風俗取締ニ関スル件	五	三	二八	(四四)
四〇	準流人ノ書籍差入ヲ許ス	五	七	一一	(四六)
四一	未決囚ノ書籍差入ノ件	五	八	二四	(四七)
四二	監獄別抄	五	一	二九	(四七)
四三	懲役場ノ新聞紙差入ヲ禁ス	八	一	二四	(四八)
四四	懲役人ノ父母兄弟及妻子ノ写真差入ヲ許ス	八	八	二五	(四八)
四五	出版條例罪別抄	八	九	三	(四九)
四六	刑法抄	一三	七	一七	(四九)
四七	圖書献納ノ者賞賜ノ例	一	五	二四	(五〇)
四八	献本賞賜内規	八	五	一三	(五一)
四九	外國人圖書献納賞与ノ例	八	一	二七	(五三)
五〇	官員華族圖書刊諸器物献納賞与方	一〇	一〇	二四	(五三)
五一	大政官文庫ノ典籍献納者賞与方	一八	五	二	(五四)
五二	第十回帝國議會ニ於ケル公立図書館 圖書補助法案外山正一君發議第一說会	三〇	二	二三	(五五)

五三 大正十五年十一月九日文部省招集全國圖書館長會議  
昭和五年三月十三、四日同會議

- 五四 圖書館令 (七三)
- 五五 圖書館令施行規則 (八九)
- 五六 公立圖書館職員令 (九〇)
- 五七 圖書館設立ニ関スル注意事項 (九六)

◎宮城縣圖書館一覽

- 五八 宮城縣圖書館規程 大正 二 二 七 (一〇一)
- 五九 宮城縣圖書館長職務章程 二 二 七 (一〇一)
- 六〇 宮城縣圖書館之則 二 二 八 (一〇三)
- 六一 宮城縣圖書館處務細則 二 二 七 (一一三)
- 六二 特別閱覽券交付規程 七 三 八 (一一三)
- 六三 宮城縣圖書館巡回文庫取扱手續 二 二 九 (一二三)
- 六四 宮城縣圖書館沿革略史 昭和 二 一 九 (一四三)

- (一) 職員 (一五三)
- (二) 各種集會に關する件 (一五六)
- (三) 発行書類 (一五七)
- (四) 設備概要 (一六一)
- (五) 新築担当其他 (一六五)
- (六) 本館建築設備寄附者氏名 (一六五)
- (七) 寄附者氏名 (一六八)
- (八) 創立以來統計表 (一八三)

◎圖書館團體其他

- 六五 宮城縣下町村立私立圖書館一覽 (一八七)
- 六六 日本圖書館協會規則 大正 一 二 五 (一九五)
- 六七 和漢圖書目錄編纂概則(日本圖書館協會制定) (二〇〇)
- 六八 東北北海道圖書館聯盟規約 昭和 三 三 四 三〇 (二〇五)
- 六九 宮城縣圖書館協會々則 三 一 一 一六 (二〇七)

◎學制、教育令

- 七〇 學制抄 明治 五 八 二 (二一〇)
- 七一 教育令抄 一 二 九 二九 (二一一)







- 一二六 内務省第二局洋刻局ヲ廢シ其事務ヲ圖書寮ニ屬ス
- 一二七 写真條例
- 一二八 大藏省ニ於ケル翻譯機ノ廢止
- 一二九 外務省ニ翻譯局ヲ置ク
- 一三〇 農商務省内務政文翻譯事務
- 一三一 新聞紙發行取締方
- 一三二 新聞紙條例
- 一三三 新聞紙送送規則抄
- 一三四 新聞紙原稿送送規則抄
- 一三五 新聞紙發行條目抄
- 一三六 新聞紙検査順序
- 一三七 布告第九十八號
- 一三八 新聞紙及雜誌類販賣ノ件
- 一三九 新聞紙條例抄

一二六	八	一〇	二五	(二八二)
一二七	九	六	一七	(二八二)
一二八	一八	四	一四	(二八四)
一二九	二	二	八	(二八四)
一三〇	二	二	八	(二八五)
一三一	四	七	一九	(二八六)
一三二	五	三	一	(二八八)
一三三	六	六	二八	(二八九)
一三四	六	〇	一九	(二九〇)
一三五	八	七	八	(二九五)
一三六	八	七	八	(二九五)
一三七	八	七	五	(二九六)
一三八	一	二	八	(二九六)
一三九	一	〇	二	(二九六)

一四〇 改正新聞紙條例抄

一六四 (二九八)

◎官制

- 一四一 正院官制抄
- 一四二 左院書記生分課抄
- 一四三 文部省書籍課其他ノ管抄
- 一四四 文部省官制
- 一四五 明法寮ニ司籍課ヲ置ク
- 一四六 司法省局課分掌抄
- 一四七 式部寮ノ圖書課ヲ史局ニ付ス
- 一四八 元老院議官ノ分課
- 一四九 元老院記録課事務
- 一五〇 元老院事務局條例抄
- 一五一 元老院給仕服務心得
- 一五二 給事心得抄

一四一	四	七	二八	(二九九)
一四二	六	九	二二	(三〇一)
一四三	四	二	一	(三〇四)
一四四	一	九	一六	(三〇六)
一四五	五	七	一	(三〇七)
一四六	一〇	一	二	(三〇七)
一四七	五	一	一〇	(三〇八)
一四八	八	五	三一	(三〇九)
一四九	八	六	一九	(三一〇)
一五〇	一	二	二	(三一〇)
一五一	一	〇	二五	(三一五)
一五二	二	一	一	(三一六)

- 一五三 元老院第三課圖書林処勢細則
- 一五四 圖書寮ヲ置ク
- 一五五 圖書寮職制及事務章程抄
- 一五六 内務省圖書局
- 一五七 宮内省圖書寮職制抄
- 一五八 皇族煤籍ハ宮内省圖書寮之ヲ掌ル
- 一五九 圖書 諸陵ニ寮ヲ宮城内ニ移ス
- 一六〇 農商務省職制抄
- 一六一 農商務省官制抄
- 一六二 逓信省官房圖書房

◎ 圖書と印章

- 一六三 圖書関係印章例
- (一) 史官ノ印
- (二) 史官諸科印刷ノ書籍ニシテ鑿刻ヲ許サ、ル者ニ

一九	二二	一七	二二	一四	二二	二二	二二	一九	一九
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

六五八 (三三三)

臨スル印章

- (三) 内務省保存ノ圖書ニ臨スル印章
- (四) 博物館印歌
- (五) 秘閣圖書ノ印章ヲ模刻ス
- (六) 内務省保存ノ記録圖書小冊ニ押ス可キ印章
- (七) 内務省圖書局文庫ノ印
- (八) 圖書寮印
- (九) 東京圖書館印
- (一〇) 帝國博物館印

◎ 勅旨

一六四 理事官へ勅旨

◎ 外國關係

一六五 外國ト書籍交換略

四二一 (三四五)

(三四七)

一六六 郵便條例抄

◎ 郵便

以上

一五、一二、一六 (三四八)

一 大史局紅葉山文庫ヲ管ス

大史へ達 明治三年二月二十三日



紅葉山文庫ノ書籍是迄大学へ被付置候處自今其局管轄ニ被仰候間請取可申事  
(備考) 同四年八月大史局を廢するの後式部寮之を管し同五年  
十月歴史科に屬し後修史局修史館之を管し十七年一月  
大政官文庫之を管す。

書籍館

明治五年四月文部省は書籍館を東京湯島博物館内に創設し、旧大学講堂を以て  
假館となし、旧大学の書籍及び旧大学南校の洋書を陳列して公衆に供せり、之  
を近世式の圖書館の嚆矢とすべきか。

當時書籍館建設の趣意を公示して曰く  
方今人才教育文化進歩ノ爲メ、今般東京湯島博物館中ニ書籍館ヲ建設セラレ  
從末府庫收藏ノ和漢洋ノ群籍ハ申ニ及バズ、其他遺漏スル所、書ハ、追々之  
ヲ館内ニ蒐集シ普ク衆人ノ此處ニ来ラ望ム所、書ヲ看読スルヲ差許條各其意

ヲ体シ有志ノ輩ハ無悞借覽願出ヅベシ  
是と同時に書籍献納の事を公示して

天下ノ大ナル也著書隨テ亦多ク今此館ニ備フル所固ヨリ遺漏ナキヲ免レズ、  
有志ノ輩何書ニ限ラス若シ献納シテ其阙ヲ補ヒ、兼テ永世ノ不朽ヲ希フ者ハ  
東京住ハ当局ヘ、其他ハ各管轄ノ地方官廳ヘ申出ツベシ、但納本致度モノハ  
目錄ヲ以テ卷数等巨細申出進ヲ差出ス節ハ相当ノ運賃差遣スベク、納本ノ品  
柄ニ應ジ館中書籍借覽ノ許可票相渡スベシ  
となり。

借覽規則は費賤を論ぜず毎日八時より四時までとし、半袂洞袖見苦敷体の者は  
入館を許さざること、定められたり。

同六年八月書籍館は博覽會事務局と合併す。

(参考) 斯文六十年史

明治学制沿革史

### 三、書籍貸觀所

(明治六年八月、官許宮城新聞、第三號掲載)

宮城縣廳下國分町書肆菅原安兵衛ナル者今般書籍貸觀所ヲ開カントス其趣文ニ  
方今天下開明スト雖凡僻陋ノ土地猶或ハ末ダ然ラサルモノアリ、是人智ノ開  
ケザル所以ナリ、是ニ於テ今般新ニ社店ノ内洋風ノ板敷ニ模倣シ、椅子ヲ設  
ケ人々ノ好ミニ隨ヒ所蔵ノ經史ハ勿論譯書、日誌、新聞志類ヲ肆マ、ニ實  
着セシメ文章隆盛ノ措拂ニナサント欲ス、冀クハ四方ノ君子陸續來臨茅屋ニ  
光ヲ添玉ハ、僕ノ幸甚何力之ニ如シ、因テ規則ヲ定ムル左ノ如シ。

- 一、設席毎日午前八時ヨリ午後四時ニ限ル
- 一、何書ニテモ見料一時間新貨半銭ヲ出スベキ
- 一、座料ハ時間ノ長短ニ拘ハラズ新貨半銭ヲ出スベキ
- 一、御來駕ノ節時札ヲ御渡シ去ルニ臨テ其札ニ昭準見料ヲ受取ベキ
- 一、書籍ハ一冊少、御渡シ可申固ク戶外へ出スヲ禁ズ
- 一、高聲朗読ヲ禁ズ

(備考)

本貸觀所は明治初年本縣に於ける私設図書館の嚆矢とすべく而して見料を一時

向單位とせるなど注意に値す。

#### 四 浅草文庫

明治七年七月三十日浅草旧米倉八番堀に用き書籍館の圖書を移載す。八年二月博物館書籍館及び文庫の大政官と文部省とに両属するを止め二館の建物と小石川の景園とは之を文部省に属し、書籍物品は之を博覽会事務局に属せり。書籍館は名ありて実なきものとなりたるなり。其後浅草文庫は十四年十月博覽会事務局博物館の上野公園に移さるゝに及び亦隨之に移され浅草文庫の稱も消滅せしが猶象徴の閲覧を許可せり。十九年一月十九日遂に全く書籍の閲覧を廢せり。

(参考) 新文六十年史

#### 五 全國古今ノ書類書目ヲ作り内務省へ差出サシム

内務省達 明治七年三月三十一日乙第二十七號府録

今般當省ニ於テ全國一級官模私模之別ナク政治典型風俗人情ヲ徴スベキ古今ノ書類都テ致保存候ニ付テハ其管轄神社巨刹及ヒ華士族平民ニ至ル迄各所藏之書目取調往復日數ヲ除キ外百日ヲ限リ當省へ可差出此旨相達候事

#### 六 内務省ヨリ第三局へ達

明治八年四月二十七日

博物館所屬浅草文庫ニ有之圖書類自今其局ニ於テ可取扱此旨相達候事

同

其局所管奈良縣下東大寺其外本院ニ有之勅封室物ノ内器物ノ類ハ自今博物館ニ於テ取扱候條此旨相達候事

#### 七 學事年報諸表中ノ博物館・書籍館

明治八年十二月十七日文部省達第八號ニ依リ學事年表中「博物館・書籍館等ノ有無」ノ項アリシモ其前同八年一月達同年報諸表ニハ此項無カリシナリ

八、東京書籍館へ圖書等廻付

文部省ヨリ直轄諸学校へ、達。明治九年二月十四日  
直轄諸学校ニ於テ編纂之圖書及教則、校則等印刷候節ハ自今一部ツ、東京書  
籍館へ廻付可致此旨相違候事

同

明治九年三月十九日

自今圖書ヲ著訳シ出版セントスル時ハ前以草稿相添可伺出此旨相違候事  
同 東京書籍館、東京博物館へ達 右同日  
於其館、以下右同断

九、文部省上奏

明治十一年五月十四日

(前文略)

書籍館

第六十七章 各地方ニ於テハ教育ニ便センガ為ニ書籍館ヲ設クルコトアルベ  
シ。



一〇 大社、古社、名山、巨刹、文庫、經藏及其備書ノ  
數目ヲ錄上セシム

内務省達、明治十二年五月十九日乙第二十三號

各管内官社外大社、古社并名山巨刹等ニ設置有之文庫經藏及備書等別紙書式ニ照準取調書為差出調査ノ上本年十月庚辰取調當省へ可届出此旨相違候事  
但神宮并ニ官回幣社へハ別紙ノ通り相違候条此旨為心得相違候事  
別紙、(要領)

所在。 何神社、(寺院) 何々文庫或ハ何々經藏、 位置、 幅員、  
創立、 備書。 内圖書(皇國ノ著述編輯、注疏、解詁、總訳、和訳等  
ヲ含ム)、 版本、 写本、 文書、 書画。 外圖書、 版本、 写本、 古写經、  
書画(墨圓墨帖)等ニ就キ宮司、 祠官、 祠掌、 寺院住職、 總代、 町長戸  
長等連署ノ調査書ヲ差出サシム。

一一 書籍館設置廢止ニ関スル法規

明治十二年文部省は公私立書籍館設置廢止ニ関スル法規を定め公立図書館は公

立学校と同じく府知事、縣令の認可を受け私立図書館は私立学校と同じく府知  
事、縣令に所申すべき事に定めたり

花咲學校備書貸與假規則

府知事 花咲學校 明治十三年七月廿一日乙第十三號

花咲學校

其校備書籍貸與假規則ノ義別紙ノ通相違候條不都合無之様可取計此旨相違候  
事。

(別紙)

書籍貸與假規則

第一條 花咲學校教員生徒及ビ支那官吏其他振室市街ノ者ハ書籍(小学科必  
要参考書類及辞書類ヲ除ク)ヲ宅下借用スルヲ得ベシ。若シ紛失破損等  
アルトキハ全部ノ原價ヲ弁償セシム。

但シ水火災等非常ノ難ニ罹ルモ、ハ此限リニアラズ

第二條 花咲學校教員ハ教授上必要ノ書書類ヲ借用スルヲ得ベシト雖モ試用

時間ノ外教場ニ留メ置クカ或ハ時宜ニヨリ一週向ヲ出ザルノ期限ヲ以テ  
宅下借用ヲ許スコトアルベシ。其時々必ず事務係ニ還付スベシ。

第三條 花咲学校教員書器ヲ借用セント欲スル者事務係へ申出書籍貸渡簿へ

書名冊数番號及ビ月日ヲ自己姓名ノ部ニ記シ押印ノ手續ヲナスベシ

第四條 支廳吏員小學生徒及ビ根室市街ノ者書籍借用ヲ願フトキハ別紙雛形

証書ヲ事務係へ差出スヘシ。

但小學生徒ノ借用証書ニ限リ父兄或ハ保証人ノ証印ヲ押シ差出スベシ。

第五條 借用書籍ハ三部ヲ限リ借覽期日ハ一箇月ヲ限リトス忒モ返納ノ節ハ

書籍ヲ事務係ニ渡シ証書ト引換記帳ノ者ハ押印塗抹ヲ乞フベシ。

但花咲学校入用ノ節ハ期限ヲ問ハズ返納セシム

第六條 部数不足ノ書籍及ビ大部ノ書籍ハ一部ヲ分チ数名ニ貸與スルコトア

ルベシ。

第七條 貸與書籍ハ轉免出張及ビ帰省退校其他遠地へ赴行ノ節ハ必ず直ニ返

納スベシ。

第八條 書籍出納ハ毎日（日曜日）午前九時ヨリ終業後一時間トス。

第九條 毎年四月十月ノ両度ハ總書籍調査ノ期ト定ム。

但本期ニ至ラバ借覽期限ニ拘ハラズ悉皆返納セシムルモノトス。

第十條 他人ハ勿論教員タリトモ事務係ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ書籍室ニ入

リ恣ニ書籍器械ニ手ヲ着クベカラズ。

第十一條 書籍ハ他人へ貸與シ又ハ粗略ニ取扱フベカラズ

借用證書雛形（用紙半切）

拜借ノ證

第何冊

一 何書

何部何冊

右正ニ拜借仕候也

何年何月何日

何課係或ハ宿所

何ノ 謹印

花咲学校御中

小学生徒證書

拜借ノ證

第何號

何書

何部何冊

右正ニ拜借仕候也

何年何月何日

何ノ誰

右父兄或ハ保証人

何ノ誰

花咲学校御中

書籍館設置ニ関スル文部當局ノ意見

明治十五年文部省ハ地方学務官ヲ招集シタル時ノ訓示  
書籍館ノ教育上必要ナルハ言ヲ俟タザルモ今日地方現存ノ書籍館其規模ノ大

小準備整否等相同シカラサルモ其目的ニ至ツテハ概ネ皆遠大該博ヲ主トスル  
モノニシテ其他ノ特殊ナル主旨ニ出ツルモノ甚タ稀ナリ。蓋シ書籍館ヲ設  
スル遠大該博ヲ目的トスル固ヨリ可ナルモ其遠大該博ナラサルモノ亦固ヨリ  
書籍館ニ非スト謂フ可ラス。科学ノ圖書ヲ蒐集シテ学生著述者ノ参考ニ供ス  
ルモ又一種ノ書籍館ナリ。故ニ書籍館ノ設施ヲ企図スルニ當テハ則チ土地ノ  
状況ヲ審察シテ之ニ適應スルモノヲ設施スヘキナリ。其規定ハ頃日文部省ニ  
於テ既ニ着手スル所アリテ其調製應ニ遠キニ非サルヘシ。而シテ其主旨ノ如  
キモ亦大約前述ノ外ニ出テサレハ其頒布ノ日ニ及ヒ各府縣ニ於テモ漸時其設  
施ノ方法ヲ計畫シ果シテ書籍館ノ教育ニ関切ナル以所ノ実効ヲ表センコトヲ  
望ム云々

學校備置ノ圖書ヲ生徒ニ觀覽セシムル件

文部省達 明治十五年五月十二日

東京師範学校 東京女子師範学校 大阪中学校

其校備置ノ圖書ヲ生徒ニ觀覽セシムルハ教課ノ参考ニ供スル旨趣ニ付荷毛圖

紀ヲ素リ風俗ヲ壞ルノ嫌アルモ、ハ勿論教育上弊害ヲ生ズルノ恐アル者ハ親覽セシム可カラザル儀ニ候條精々注意取締可致此旨為念相違候事。

### 大政官文庫

官省院廳へ達 明治十七年一月二十四日第十一號

大政官ニ於テ文庫ヲ設立シ各官廳所藏ノ書籍一切同文庫へ蒐集管理候條此旨相違候事。

但取扱手続左ノ通可心得事

#### 取扱手續

- 一、官省院廳ノ書籍地方ニ在ル分ヲ除クハ一切文庫へ蒐集ス但陸海軍省用書籍及各省附屬ノ図書館博物館並學校用書其他訳書記録類ニ屬スル日常必要ノ書冊ハ此限ニアラス尤モ此種ノ書籍ニ至ル迄其書目ハ詳細大政官ニ届出スヘキ事。
- 一、文庫ハ大政官ニ設立可相成ニ付落成迄各官廳従末所藏ノ書籍ハ其官廳ニ預リ置クヘキ事。

一、借覽其他詳細ノ手續ハ文書局へ打合スヘキ事

(備考) 東京学士会院の書籍は特に学校等に準じ同達に據らざる事に文部省稟議にて決す。

大政官文庫掛處務規程抄 明治十七年十一月十日文書局所定

- 第一條 文庫開鎖及鍵鑰ノ責ニ任シ典籍ヲ整理シ目錄ヲ調製シ典籍出納其他文庫ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル
- 第四條 諸官廳需用ノ書籍ニシテ文庫ニ備ヘナキトキハ官廳ノ請求ニ依リ局長ニ申出テ購買シテ貸付スルモトス。  
陸海軍省及東京図書館教育博物館題典籍目錄中ニ也ニナキ必用ノ典籍アルトキハ大政官主管外ノモノト雖該廳へ照会シテ借受シ請求アル官廳へ貸付スルコトアルヘシ。
- 第七條 貸付シタル典籍返納ノ期限至レハ督促ノ手續ヲナスヘシ。
- 第十一條 和漢ノ典籍中稀貴ノ書籍ハ副本ヲ製スヘシ。
- 第十二條 典籍目錄ヲ編纂印刷シテ各官廳へ配付スヘシ。
- 第十三條 書籍ノ出納ハ極メテ嚴密ニ取扱フヘシ。

第十四條 庫内ニ於テ一切吹烟ヲ禁ス又夜中庫内入ラサルヲ得サルトキハ提燈ヲ用フヘシ手燭ノ類ヲ用フルヲ得ス。

第十五條 証書ハ正副トモ明瞭ニ記載スヘシ。

圖書館、博物館ノ所屬

文部省達 明治十九年三月二十九日

東京圖書館

東京博物館

其兩館自今總務ノ所屬トス

農商務省圖書館

農商務省特許局官制抄 明治二十年十二月二十五日

勅令第七十三号

第十條 特許局ニ農務部、審判部、審査部ヲ置キ農務部ニ第一課第二課及圖書館ヲ置ク其分掌規定ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ラシム。

同省特許局分掌規定抄 同二十一年一月六日

農商務省令第一号

第三條 農務部圖書館ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、 参考用圖書ノ保存及觀覽ニ関スル事項
- 二、 未特許發明標本管理ノ事
- 三、 特許發明品及登錄商標意匠等ノ陳列所ニ関スル事項
- 四、 内外國文書總譯ノ事

農商務省官制抄 明治二十三年六月二十日

勅令第百二号

第十三條 特許局ニ於テハ發明意匠及商標ニ関スル事項ヲ掌ル。

特許局ニ圖書館ヲ置キ審判及審査ニ関スル圖書見本及雛形ヲ保管セシム。

東京圖書館 (帝國圖書館)

明治十九年一月淺草文庫圖書閱覽廢止の頃より、書籍館は、復新に圖書蒐集の

計書を立て、文部省所蔵の書籍一万餘冊、及各府縣より蒐集したる圖書凡一万五千冊を合せて之を公前閲覧せしむること、なし、又一方に於て文部省准刻課へ納付する全國出版の圖書は、必ず其の一本を本館に交附するの制を定む。後版權の事務内務省に移り、出版條例は屢々改正を経たるも、納本一部を書籍館に交附する制は一定して喪せず、以て今日に至れり。蓋し一國新刊の圖書各一部を受領し、且國費を以て之を推持する制度は、欧米各國の國立圖書館皆然らざるなければなり。九年九月、圖書漸く増加せしを以て、法律書庫を併成學校内に設け、法律講究の便を期す。然れ共書籍館の基礎また鞏固ならずして、十年二月文部省所管を改めて東京府管轄となせり。然れども此書籍館は、元來一局部の圖書を蔵し、一局部の人に使用せしむるものに非ず、廣く内外古今の圖書記録を蒐集保存し、普く全國々民の利用に便する所にして、所謂國立圖書館の性質を備ふるものなるを以て、十三年七月復た之を文部省の所轄に復し、東京圖書館と改む。十八年六月上野公園東京博物館境内に移し、即ち書庫及閲覧室を新築す。三十年四月東京圖書館を改めて帝國圖書館とす。是に至つて國立圖書館の基礎全く成れり。

(参考) 斯文六十年史

東京圖書館官制

勅令 明治二十二年三月一日第二十一号

第一條 東京圖書館ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ各種ノ圖書ヲ蒐集保存シ及閲覧

参考ノ用ニ供スル所トス。

第二條 東京圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長

館次長

書記

第三條 館長ハ一人奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ圖書ノ蒐集保存分類整理及

目錄編纂其他一切ノ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス。

第四條 館次長ハ一人奏任トス現任館長ノ次等以下トス。館長ノ職務ヲ佐ケ

館長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第五條 書記ハ判任トス上命ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス。

帝國大學圖書館圖書借覽方

文部省第十六年報抄 明治二十二年十二月(日附)

帝國大學圖書館ハ大学院及分科大学ノ圖書ヲ藏シ以テ教員、學生、生徒ノ參觀ニ資スルモノニシテ公眾ノ縱覽ヲ許サスト雖モ大學旧職員ノ滿ニ年以上奉職シタルモノノ大学院及ヒ分科大学卒業ノ者諸官廳ノ吏員公務ニ由リ其官廳ヨリ照会アルモノノ学力優等特別ノ事情アリ特局票ヲ受領シタルモノハ其縦覽ヲ許スコト前年ニ異ナラス。

内務省千代田文庫ヲ内閣ニ屬シ更ニ之ヲ省内ニ建設スルノ議

内閣書記官ヨリ内務省ヘ照会 明治二十三年二月二十四日

御省所管千代田文庫建物内閣記録局ニ於テ使用致度候ニ付テハ御差支無之候ハ、現形ノ俛御引渡相成度此段及御照会候也

内務省回答 同年三月三日会乙第二九號

(前略)然ルニ該文庫中ニハ新刊圖書類ノ納本其他ノ書籍及版木類等充實致

居其内納本ノ外ハ此際夫々處分スル計畫ニ付之ヲ除キ納本類ヲ收藏スヘキ倉庫ヲ本省内ヘ新築ノ上ハ差支無之候得共該倉庫新築ニ係ル費用概算四千九百五十円ヲ要シ当省經費中餘裕無之ニ付内閣ヨリ流用支辦方御取計相成候ハ、御需ニ應シ該文庫ハ現形ノ俛可及御引渡依之別紙新築概算相添此段及御回答候也

(中略)

定約書

今般皇宮地附属地和田倉門内元千代田町地所三千二十二坪七合一勺内務省圖書局文庫建設敷地トシテ内務省ヘ借用候ニ付テハ左ノ條々定約候事

- 一、地取等変更ノ節ハ宮内省ヘ協議可致事
- 一、在来ノ外構其他修繕及内外草取掃除等ハ内務省ニ於テ負擔ノ事
- 一、宮内省ニ於テ返地ヲ要スルトキハ二十四箇月前ニ協議可致事

(以下略)

内閣所管ノ圖書ニシテ永世保存スヘキモノヲ

帝室御府ニ移ス

宮内省へ照會 明治二十三年十月十五日

内閣所管ノ圖書ニシテ永世保存スヘキモノ、別冊目錄ノ通帝室御府ノ御所管ニ移シ貴大臣ニ於テ其ノ保存ノ方法ヲ定メラレ度且帝室御府ノ御所管ト爲ルモ從前内閣ニ於テ所管ノ時、如ク諸官廳ニ於テ必要ノ場合ハ簡覽可被差許ト現則ヲモ被從候様致度此段及御照會候也。

進テ圖書係官吏別紙ノ名ノ者圖書御引渡ノ際貴省へ御採用相成度此段併セテ申入候也

内閣書記官議案 明治二十三年十月六日

昨二十二年七月内閣記録局長ヨリ具申スルニ目下内閣ノ所管ニ屬スル元楓山文庫及昌平文庫ノ圖書並ニ維新後諸家ヨリノ獻本及内閣ニテ買上ノ書籍等ノ内ニ於テ天下無二ノ珍書ト稱スヘキモノ別冊目錄ノ通之ヲ帝室御府ニ藏シ其保存方法ヲ設定シ目錄ヲ製シテ之ヲ公示相成度トノ旨ヲ以テシ總理大臣ノ認可ヲ經タリ依テ爾後宮内省へ内照會ニ及ヒ同省ニ於テモ異議ナキヲ以テ左案ノ通照會セラレ然ルヘシ。

内閣記録局長殿野原稟申 明治二十二年七月(日閣)

大凡物ハ聚メ難ク散シ易シ就中書籍最モ甚シトス彼ノ支那歷代ノ如キ概ネ圖書ノ閣ヲ開キ蒐集保存ノ道ヲ講セサルナシ然レトモ革命ノ頻繁ナル世ノ興敗ニ從ヒ其書一聚一散終ニ衰乱ノ禍ヲ免ル能ハス故ニ中世以降叢書彙刻ノ萃盛ニシテ覆刻摹版スルモノ多シト雖モ苟最ノ四部以下歷代ノ經籍志ニ載スルニ其今ニ存スルモノ幾何モナシ我邦ハ則チ然ラス帝室萬古不易ナルカ爲メ古書舊記ノ今ニ傳ハルモノ亦尠カラス其舶載ニ係ルモノ、如キハ彼ニ逸シ我ニ存スルモノ多シ然レ共入鹿ノ乱ヲ始メ書籍ノ兵燹ニ罹リシト乱離ノ爲其保存ニ注意スル者無カリシト以テ通憲永正ノ諸目錄ニ據テ之ヲ徵スルニ播磨散逸スルモノ蓋シ半ニ過キタリ豈ニ洵ニ惜カラスヤ徳川氏ノ初メ過ク古書ヲ海内ニ索メ旁ヲ新繕ヲ舶載ニ購シニ本アルモノハ一ヲ楓山文庫ニ藏シ一ヲ昌平文庫ニ藏メ特ニ官吏ヲ置テ之ヲ保管セシメタリ餘風延テ士大夫ノ間ニ及ヒ一戸万卷ノ書ヲ藏スルモノアルニ至レリ盛ナリト云フヘシ維新騒亂ノ際民間ノ藏書再ヒ散佚シ今日總ニ二三ノ書目ヲ遺スニ過キス幸ニ楓山昌平ノ二庫ノミ其福ヲ免レ楓山庫ノ書ハ初メ文部省ニ屬シ次テ内務省ニ屬シ後農商務省ニ遷レ



り明治十七年一月太政官第十一号達ニ基キ右二庫、書合テ文書局ノ所管トナ  
 リ統テ本局之ヲ保管スルニ至レリ他日官制ノ變更アリテ此書復タ何レニ移転  
 スルモ固リ難シ如此ナルトキハ之ヲ保存スルノ道前後一ナラス若シ少シク注  
 意ヲ施クコトアルトキハ蠹魚濕氣等、爲メ忽チ毀損ノ患ヲ生センコトヲ恐ル  
 証中近藤守重ノ右文右事府谷掖存ノ経籍訪古志等ニ記載シタル宋槧ノ尚書正  
 義杜氏通典六臣文選太子蒙宇記及本局新ニ購求スル所ノ宋槧一切經其他本邦  
 ノ古刻并ニ覆長以上ニ係ル古写ノ家記又ハ御案光天聖御親筆ニナレル看聞日  
 記ノ如キハ實ニ天下無二ノ珍書ナリ若シ誤テ一度之ヲ毀損スルトキハ千悔ス  
 ルモ及ハサラントス就テハ此際前記珍書ハ勿論其他貴重ノ古書ヲ類別シ之ヲ  
 萬古不易ノ帝室御府ニ藏メ其保存方法ヲ確定シ掛官ヲシテ之ヲ遵守セシムル  
 コト彼幕府ノ楓山文庫ニ於ルカ如クシ且其書目ヲ刊シテ之ヲ公示シ必要則ク  
 ヘカラカル場合ニ於テハ人民ト雖モ特ニ其閲覧ヲ許サルヘン又最モ珍奇ナル  
 書籍ハ追々謄写シテ複本ヲ製シ置キ参考ノ用ニ供シ兼テ万一天災等ノ爲メ一  
 本ヲ損失スルコトアルモ一本存センコトヲ圖ルヘン琢本局管理ノ任ニ在ルヲ  
 以テ古書保存ノ道ヲ得ンコトヲ思フ最モ切ナリ因テ聊カ鄙見ヲ略陳シ高裁ヲ

仰グ。

### 衆議院文庫圖書管理方

衆議院事務局章程抄 明治二十三年十一月十八日

第六條 編纂課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、 文書ノ編纂ニ関スル事項
  - 二、 文庫ノ管理圖書ノ出納ニ関スル事項
- 編纂課處務便則抄

編纂課ノ事務ハ左ノ三掛ニ於テ之ヲ分掌ス

編纂掛

圖書掛

翻譯掛

編纂掛ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、 本院ノ記録ヲ編纂スル事
- 二、 本院ノ諸公文書ヲ蒐集保存スル事

圖書掛ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、本院ノ圖書ヲ保管及整頓スル事
- 二、本院ノ圖書ヲ出納スルコト

翻譯掛ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、本院ノ事務ニ必要ナル外國文書ヲ翻譯スル事

(備考) 明治二十四年十月九日独立圖書館設置ノ議ヲ決ス。

### 貴族院文庫圖書管理方

貴族院事務局章程抄 明治二十三年十一月(日商)

第六條 編纂課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、文書ノ編纂ニ関スル事項
- 二、文庫ノ管理圖書ノ出納ニ関スル事項

編纂課處務細則

編纂課ヲ分チテ編輯、圖書、翻譯ノ三掛トス  
編輯掛ハ左ノ事務ヲ擔當ス

- 一、本院必要ノ文書ヲ蒐集スルコト
- 二、本院必要ノ圖書ヲ編輯スルコト
- 三、文書保存規程及文書保存取扱順序ニ依リ本院諸公文書類ヲ保存スル事
- 四、本課ノ庶務ヲ取扱フコト

圖書掛ハ左ノ事務ヲ擔當ス。

- 一、圖書借覽規則ニ依リ圖書ヲ出納スルコト
- 二、圖書管理方法ニ依リ圖書ヲ管理スルコト

翻譯掛ハ左ノ事務ヲ擔當ス

- 一、外國文書ノ翻譯ヲナスコト

(備考) 明治二十四年十月九日独立圖書館設置ノ議を決す

### 博物館

(明治四年九月文部省記録)

本局初メ物産局假役所ト稱ス明治三年九月田中芳男旧大学南校ニ出仕シテ時々其官員ヲ府外ノ地ニ派出シ産物ヲ搜索シ物産局ニ聚ルヲ以テ此局ノ濫賜ト

ス爾後局宇狹隘ナルヲ以テ十一月之ヲ元官 所ニ移ス猶其盛大ヲ希望シ他日  
 博物館ヲ建築セシムガ爲メ明治四年二月九段坂上三番菜園ヲ大学南校ノ所置ト  
 ス四月物品ヲ局中ニ陳列シ南校生徒ニ觀覽セシム五月物産會ヲ招魂社内ニ開  
 設シ象皮ノ觀覽ヲ許ス七月物産會ニ陳列セシ物品ヲ吹上苑ニ於テ御覽ニ備フ  
 九月文部省内ニ博物館ヲ置キ田中芳男ヲ以テ博物館掛トス尋テ大成殿ヲ以テ  
 博物館觀覽場トナシ物産局ノ物品悉ク博物館ニ移転ス尙ニ大学南校ノ所置ト  
 ナセシ九段坂上ノ菜園ヲ東京府ニ還行シ更ニ小石川ノ菜園ヲ以テ博物館ノ所  
 置トナス

博覽會事務局ヲ博物館ト改稱シ内務省ニ屬ス

博覽會事務局へ達 明治八年三月三十日

其局博物館ト改稱自今内務省ニ被屬候條此旨相達候事

但澳國博覽會殘務相済候迄右事務ニ限り従前ノ通り正院所屬ヲ以テ澳國博  
 覽會事務局ノ名目存シ置博物館中ニ於テ被取調候條此旨可心得事

(備考)

博物館の沿革を考ふるに明治五年二月八日正院中へ一旨を附かれ澳國維納博覽  
 會事務を管理せしめ博覽會事務局と稱す是月二十二日局を日比谷門内に設け尋  
 て山下門内に移す六年三月十五日文部省博物館書籍硯川菜園を該局に屬す七年  
 七月三十日浅草旧米廩を以て書籍收藏の所とし浅草文庫とす八年一月二十九日  
 内務省庶務課の議案として博覽會事務局取扱ふところの事件は過半内務省に屬  
 するにより同局は今後内務省に屬せられとの意見を陳べ又佐野常民は同年一月  
 二十日上申して博覽會事務局と博物館とを被相建候向未の大目的と方略とを先  
 以て御議定相成度となし詭いて三月二十九日澳國博覽會事務局の名目被存置博  
 物館中にて殘務取扱候據被仰渡となし再度上申す。内務大丞河瀬清治亦上申し  
 て「博覽會事務局ヲ博物館ト改稱相成度所以ハ澳口博覽會ニ付キ同局ニ於テ内  
 外ノ物品ヲ召集シ現場人民ノ博覽ニ供スルトキハ相應ノ利益モ有之則チ博物館  
 ノ本主ヲ得ルヲ以テナリ也となし其他意見を上申す。八年二月九日向きに合併し  
 たる博物館書籍硯川菜園を復文部省に屬す其書籍物品を管理すること故の如  
 し。

明治八年六月四日内務省届に依れば省中第三局書記第六局博物館と分掌セリ同

年同月十二日改正に於ても亦変化なし。

東京博物館（明治学制沿革史に拠る）

明治八年博物館事務は再び文部省に移管し東京博物館と稱し本郷湯島大成殿を  
観覧場とせり而して明治十年新館を上野公園内（現今の東京美術学校々舎）に  
築き之に移轉せり。当時天皇皇后兩陛下行幸啓の榮を賜ひたり此時より其目的  
を改めて教育上の公益を圖る所とし教育博物館と改稱し専ら教育に關する器具  
機械等を陳列することとせり又別に書籍室をも設け教育に關する書籍を備へて  
縦覧に供せり蓋し本邦に於ける模範的教育博物館なりとす  
明治十八年の調査に依れば收藏の物品左の如し

教育器具	四八一五種	動物標本	八四五五種
植物標本	四二九七種	金石標本	三四一四種
別室陳列品	九〇八種		

### 博物館開館式ノ勅語

明治十五年三月二十日

人智ヲ開キ事業ヲ勸ルハ博物館ノ設ケアルニ如クハナシ。朕今親ク本館開場  
ノ典ヲ見富國ノ基之ニ由テ益振起センコトヲ信ス。汝等之ヲ勉メヨ。

### 農商務省博物館

通知 明治十九年一月二十七日

農商務書記官ヨリ

#### 博物館

博物館ハ博物館ヲ管理シ其學藝ノ研究古書圖書ノ保管美術ノ奨励及内外博覽  
會共進會ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル。

#### 本務課

- 一、博物館及其園囿管理ノ事
- 一、天産人工古今ノ物品ヲ蒐集シ博物館ニ陳列ノ事
- 一、動植物育養栽培ノ事
- 一、動物植物礦物製造物其他諸物品ノ性質効用并ニ美術ノ研究及具ノ圖書編  
著ノ事

- 一、 庭園ノ草木栽培石類盆栽及接挿ノ方法開示ノ事
  - 一、 園藝工藝及藝術ニ関スル圖書編纂ノ事
  - 一、 工藝品ノ原料調査及其効用試験ノ事
  - 一、 美術ノ改良ヲ圖リ及古器物保存ノ事
  - 一、 時世事物ノ沿革考證其圖書編纂ノ事
  - 一、 各種埋藏物検査ノ事
  - 一、 内外國博物館及博覽會ニ物品貸與又ハ交換ノ事
  - 一、 列品献品及出品ノ目錄并ニ解説調成ノ事
  - 一、 博物館ノ藏書保管及藏版貸與ノ事
  - 一、 博物館圖書ノ目錄及解題調製ノ事
- 會事課
- 一、 内外國博覽會ニ関スル事務ノ事
  - 一、 内外國共進會ニ関スル事務ノ事
- 庶務課
- (略)

(備考) 明治十九年二月同省官制改正により博物館を廢し總務局中の

博覽會課を存置す。

二八、 農商務省所管ノ博物館ヲ宮内省ニ屬ス

宮内、農商務兩大臣へ訓令 明治十九年三月二十四日

農商務管理博物館自今宮内省ノ管理ニ付ス

二九、 博物館ヲ圖書寮ニ屬ス

宮内省達 明治二十一年一月十八日第一號

博物館自今圖書寮ニ屬ス

右相達ス

三〇、 博物館制

宮内省達 明治二十一年一月十八日第二號

博物館官制ヲ定ムルコト左ノ如シ。

博物館官制抄

館長 一人 奏任  
 評議員 無定員 勅奏任官ノ内ヨリ兼任セシム  
 学藝委員 五人 奏任待遇  
 屬 判任

三、帝室博物館ヲ置キ官制ヲ定ム

官内省達 明治二十二年五月十六日第六号

圖書寮附屬博物館ヲ廢シ更ニ帝國博物館帝國京都博物館帝國奈良博物館ヲ置キ左ノ如ク官制ヲ定ム

帝國博物館

總長 一人 物任

帝國博物館一切ノ事務ヲ管理シ兼テ帝國京都博物館帝國奈良博物館ノ事務ヲ統理ス

主事 一人 奏任

理事 四人 奏任  
 技手 判任

(以下略)

(備考) 此月右博物館官吏ノ外評議員、学藝委員ヲ設クルゴト、ナル

三、正倉院寶庫ノ帝室博物館所屬ナリシヲ改メテ別ニ管理主任ヲ定ム 明治二十三年六月六日

調査課ヨリ宮内省ヘ伺 明治二十三年五月二十九日

正倉院寶庫ハ歷世勅封ノ例規タリ最ニ明治八年内務省ノ管轄ニ屬シ宝器ノ保存ヲ博物館ノ管掌ニ定メラルル依テ十四年四月博物館ト共ニ農商務省ノ管轄ニ移サレ十七年八月本省中ニ圖書寮ヲ置キ書籍古器物書畫等保存ノ制ヲ改メ其翌十八年七月宝庫管理ヲ同寮ニ屬シ尋テ十九年三月本省ニ付セラレタル博物館ヲモ亦同寮ラシテ管理セシムルニ至レリ爾末博物館ノ事務漸ク多端ナルヲ以テ二十二年五月圖書寮ノ附屬ヲ廢シ更ニ帝國博物館帝國京都博物館帝國奈良博物館ヲ置キ七月博物館總長ノ職制ニ帝室ノ宝器保管ノコトヲ加ヘ宝庫ヲ



シテ奈良博物館ノ一部ニ属セラレタリ然ルニ博物館ハ敢テ物品ノ新古ヲ向ハス廣ク網羅シテ永遠ノ保存ヲ圖リ縱覽ヲ許シテ衆庶ノ智識ヲ裨益スルノ目的ニ起因スト雖比縱覽ヲ許サスシテ慎重ノ保護ヲ旨トセラル、勅封ノ宝庫其他帝室ノ宝器ニ至テハ全ク其ノ成立ヲ異ニスルノミナラス其目的モ同一ナラサルヲ以テ管理ノ制亦其別ナカルヘカラス依テ自今正倉院御物其他帝室ノ宝器ハ帝國博物館所屬ノ制ヲ改メ別ニ管理主任ヲ定メラレ可然哉左葉ヲ具シ仰高裁候也

三、正倉院寶庫御物拜觀手續抄

宮内大臣ヨリ圖書寮へ達 明治二十二年七月十一日

拜觀手續

- 第一項 定時曝露ハ八月一日ヨリ同月三十一日マテトス  
但シ風雨ノ節ハ閉扉セス
- 第二項 一日二十人ヲ限リ御物拜觀ヲ差許ス
- 第三項 左ニ列記シタルモノニ限リ拜觀ヲ願出ツルコトヲ得

一、高等諸官員

一、數六等以上

一、諸博士諸學士

一、第六項ノ手續キニ依リタル外國人

第四項 拜觀ヲ乞フ者ハ七月二十一日マテニ圖書寮へ願出ツヘシ

第五項 拜觀ヲ得ルモノハ圖書寮ノ認可証ヲ有スルモノニ限ル

(以下畧)

一、有爵者有位華族

一、從六位以上

一、歴史美術工藝專門篤志者

三、小石川葉草試植園ヲ文部省ニ移ス

葉草試植園ハ明治十八年九月二日東京試驗所ニ附屬スル所ナリシカ同二十二年十二月二十八日内務省ヨリ東京府ヘノ訓令ニ

其府下小石川區指ヶ谷町及戸崎町当省用地葉草試植園并附屬地共今般文部省ニ於テ東京盲啞學校敷地トシテ受領相成候條該地所官有地第四種ニ編入スヘシ。

右訓令ス

とあり。

三五、衛生参考室ヲ設置書籍等ヲ公衆ニ縦覧セシム

内務省伺 明治十七年十一月二十七日

覽近政米諸洲衛生法ノ進歩ニ從ヒ新著ノ衛生書歲月ニ發行相成当省衛生局ニ於テモ其書籍ニ就キ参酌取捨シ事務施行上裨益頗不尠儀ニ付右ニ開スル学術法律書等ハ勿論衛生諸新聞雜誌等ニ至ルマテ發行ニ從ヒ漸次買取致瀾羅候獲ニ有之其他政米列國ノ衛生局等ニハ從來交信ヲ通シ年報或ハ諸表新著書等往往交換贈答致候ニ付今日ニ至リテハ其冊數殆ド八千ノ多キニ及ビ尙歲月ヲ追テ漸漸堆積可致ハ勿論ノ儀ニ有之然ルニ今日ノ姿ニテハ緊要ノ書籍僅ニ主管官吏ノ披閱ニ上リ裨益ニ公衆ニ及ホササルハ遺憾ニ堪ヘサル儀ニ候元來衛生官吏ハ勿論所村衛生委員ノ如キハ平素医師藥舖及学士輩ト共ニ相提携シテ衛生ノ普及ヲ謀リ社會ヲ誘掖スル丁必要ノ事ニ有之然ルニ本邦ニハ右資料ニ供スヘキ衛生書ノ船載至テ稀ニシテ現ニ衛生ノ先導者トモ申スヘキ熱心ノ醫師藥劑学士輩之ヲ閱読セン丁ヲ希望スルモ容易ニ難得ヲ以テ屢衛生局ニ伺テ運

憾ノ趣ヲ陳述スルノ徒少シトセス就テハ今一層該局供用ノ範圍ヲ擴張メ累年該局ニ於テ取出セシ分ヲモ併セテ公衆縦覧ノ路相開候ハ、衛生法実施上便益ヲ与フル丁尠少ナラサル儀ト見込候條一ノ衛生書籍室ヲ設ケ該書ヲ備置加フルニ追進博覽會等ニ致陳列候衛生諸表諸図并ニ家庭園圃清潔火葬場等ノ模形衣服料各地方ヨリ蒐集スル錄泉衣物類ヲモ参考トシテ陳列シ衛生局ニ於テ管理セシメ司員中ヨリ綜合セ教分カ示導ノ任ニ堪エヘキ適當ノ学士等ヲ出場為致置申度就テハ特別ノ御詮議ヲ以テ前陳衛生書ニ屬スル分ハ悉皆諸省附屬ノ図書館博物館并ニ学校用書籍同様ノ御處分相成候様致度本議御裁可ノ上ハ衛生局東京試験所内試験室ノ一部ヲ以テ該室ニ充テ候獲リニ有之候條至急御允裁相成度此致相伺候也

指令 十七年十二月二十日

何之趣衛生参考室ヲ設置シ書籍等ヲ公衆ニ縦覧セシムルハ若シカラス候事但書籍取扱手續ハ本年第十一号ニ依ルヘシ

(参考)

内務省衛生局報告 明治二十年五月二十七日第五十七号



衛生局東京試験内衛生参考室機覽ノ規則ヲ左ニ報告ス

但第一條且書ノ特別票ハ衛生官吏、学士及篤志者等ノ請ニ依リ衛生局長ヨリ之ヲ交附ス

第一條 衛生参考室陳列品ハ何人ニテモ末観スルヲ得ヘシ但書籍圖説ハ持許票持參ノモノニ限リ之ヲ許ス

参考室開所時限ハ左ノ通り  
十月一日ヨリ 午前十時ヨリ午後四時迄  
四月三十日マデ 午前九時ヨリ午後六時迄  
五月一日ヨリ 午前九時ヨリ午後六時迄  
九月三十日マデ 午前九時ヨリ午後六時迄

但十二月二十八日ヨリ一月三日迄ハ末観ヲ許サス

第三條 末観人ハ必ス室ノ入口ニ備ヘアル帳簿ニ住所氏名ヲ記入スヘシ

第四條 狂疾或ハ大醉ノモノト認ムルトキハ室内ニ入ルヲ許サス又室内ヨリ立去ラシムルコトアルヘシ

第五條 累物類ヲ携ヘ室内ニ入ルヲ許サス

第六條 畜類ヲ牽牛室内ニ入ルヲ許サス

第七條 室内ニ在テハ喧噪粗暴ノ挙動アルヘカラス

第八條 室内ニ在テハ喫煙スヘカラス

第九條 室内ノ陳列品ニ手ヲ触ルヘカラス

第十條 書籍圖説ノ為メ来ル者ハ先ツ持許票ヲ掛買ニ示シ圖説証ヲ請ヒ受ケ

之ニ住所氏名及ヒ齋求ノ書名冊數ヲ記シ書籍ヲ借受クヘシ

但書籍ハ一時ニ三冊以上圖説スルヲ得ス

第十一條 書籍ハ一切該室外ニ帶出スルヲ許サス若シ室外ニ出ルトキハ一應其

借受タル書籍ヲ掛買ニ返却スヘシ

第十二條 書籍室ニ於テハ一切者談話ヲ禁ス

第十三條 未観人誤テ陳列品又ハ陳列品窓硝子等ヲ毀損シタルトキハ同一ノ物

品若クハ相当ノ代價ヲ以テ償還スヘシ

### 三六 海軍中央文庫官制

勅令 明治二十二年四月二十日第五十五號

第一條 海軍中央文庫ハ海軍參謀部ニ屬シ海軍ニ必要ナル圖書ヲ蒐集保存スル所トス

第二條 海軍中央文庫ニ左ノ職員ヲ置ク

主管 一人 大尉

第三條 海軍中央文庫主管ハ圖書ノ蒐集保存分類整頓其他一切ノ事ヲ掌理ス

第四條 本職アル士官士官相當官及技師主理教授ノ内若干人ヲ海軍中央文庫

掛トシ各科ノ圖書類別存廢ノ事ニ於テ主管ヲ補助セシム

第五條 海軍中央文庫ニ主管ノ外判任官若干人ヲ助ク

海軍省請議 明治二十二年三月二十七日

海軍ニ於テ圖書管理ノ事ハ十九年官制改定以前ハ海軍省調度局倉庫課ニ於  
テシテ十九年改定後ハ兵事ニ関スル圖書ハ旧參謀本部、海軍部艦船用ノ圖書ハ  
會計局供給課、兵事ニアラサル圖書ハ本省記録庫、技術用ノ圖書ハ旧樞政局  
主務課ニ分掌セシメ候得共右ニテハ圖書管理上不便ヲ末スコト多ク又換領  
質領守府ニテハ鎮守府官制ニ依リ文庫主管ヲシテ管理セシメ末候處吳佐世保  
西鎮守府ノ建築ニ略落成自然文庫ヲ置カルヘキニ付今ハ三鎮守府文庫ノ中央  
ニ立テ有無ヲ通シ不足ヲ供給スルノ所ヲ置クノ必要ヲ見ルニ至レリ依テ別紙  
案ノ通中央文庫官制被定度此段呈請議候也

法制局議案 同人四月九日

別紙海軍大臣請議海軍中央文庫官制ノ件ヲ案スルニ右ハ海軍ニ係ル圖書管理  
上必要ノ事ニ付請議ノ通リニテ可然ト認ム

(備考)

陸軍文庫主管事務 明治二十一年五月十二日定

三七 内閣文庫所掌事務

内閣所屬職員官制抄 明治二十三年六月三十日

勅令第百十四号

第六條 記録課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

二 内閣所管圖書ノ類別購買保存及出納並其目錄調製ニ関スル事項

内閣記録局分課内規 同年八月十八日

(同上)

第三條 圖書課ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 内閣所管圖書類別目錄編纂ノ事項

- 二、内閣所管圖書目錄解題編纂ノ事項
- 三、内閣所管圖書購買ノ事項

三八、徒罪人修身書謹讀

徒場科ヨリ刑部省へ伺 明治三年十一月(日附)

當場徒罪人駈役筋ノ餘業ニ勸善ノ道致諭仕度就而者徒人共ノ内是迄素読等相  
 願候者モ有之候向右之輩ニ申付使役ノ暇聖賢之書講義為致候得ハ無益ノ雜談  
 トモ相違ヒ改心ノ一助ニモ相成且勸善ノ名義ニモ相協可申同四書五經存經ノ  
 類買上夫々素読講義等出未候者工相渡置休暇或ハ夜中杯回読講義為致度依而  
 此段相伺候也

刑部省指令

伺之通

三九 風俗取締ニ関スル件

東京府達 明治五年三月二十八日第二十七号

- 一、裸体又ハ袒裼ニテ往來致シ候儀ハ勿論見世先其外總テ往還見通シ之席ハ  
 同様不相成候事
- 一、男女入込洗湯不相成候事

祖湯屋ニ階并入口等ハ葎簀履兼之類下ケ置往還ヨリ見通シ不相成候様  
 可致事

- 一、春画ハ勿論却テ撰ケ間敷錦絵之類賣買候儀不相成候事

- 一、俗ニエソギト唱ハ陰莖之形ヲ模造シ賣買候儀ハ勿論假令小児ノ玩物タリ  
 トモ右様ノ品取扱候不相成候事

- 一、俗ニホリモノト唱身体へ刺鱗イタシ候儀不相成候事

右五箇條ノ儀ハ兼テ嚴重相違候趣モ有之候處近來兎角等兩ニ相心得往々布告  
 ノ趣意ニ懐リ候族モ有之候哉ニ相聞以之外之事ニ候右ハ何レモ風俗ヲ紊シ候  
 而已ナラス如斯弊風有之候テハ第一御体裁ニモ相係致シ突ニ不相濟事ニ候間  
 自今取締組ニ於テ嚴密ニ相乱シ萬一心得違之者有之ニ於テハ無用捨相当ノ處  
 置可致候條末々ニ至ル迄迄度相心得候様可致事  
 右ノ趣旨々無洩可解知者也

四〇. 準流入へ書籍差入ヲ許ス

東京府ヨリ司法省へ照會 明治五年七月十二日  
準流入へ書籍渡方ノ儀ニ付別紙ノ通囚獄掛ヨリ伺出候右ハ別段御筋へハ關係  
不致儀ト存候間何ノ通受取計度依テ別紙相添此段及御向合候也  
司法省回答 同年七月十七日

準流入書籍渡方ノ儀ニ付囚獄掛ヨリ、伺書相添御向合ノ趣致兼知候右ハ於當  
省差支ノ筋無之候間何ノ通取計候様囚獄掛へ御連有之度此段及御答候也  
(別紙)

囚獄掛同 明治五年七月

獄内準流者ノ儀徒食辭屈アリ病者モ相増懸然ノ至ニ付先般以來何濟ノ上本郷  
御用地ニ於テ運動為致候ハトモ何分敷多ノ人員毎日交換在獄ノ者モ有之右ノ  
内訖書出来候者ハ徒罪人ニ準ジ心得可相成書籍相渡訖書等為致候ハ、辭散  
且汗悪ノ者共自然勤善ノ一端ニモ可相成ト奉存候差障不相成書籍買上差入遺  
度此段相伺候也

四一. 未決囚へ書籍差入ノ件

東京府ヨリ司法省へ伺合 明治五年八月二十四日  
囚徒之内未決揚リ屋入之者ヨリ書籍之儀屢々歎願有之候ニ付差障不相成書類  
差入レ遺度右者於御省別役御差支之筋無之候武及御向合候也  
司法省回答 同年同月同日

囚徒未決ノ者ヨリ書籍願六々御掛合ノ趣致兼知候然ルニ未決者ノ儀ニ付而ハ  
故障筋モ有之候間願出候書目詳細致兼知并ニ未決ノ内ハ判事檢事之兼不少候  
付以未決ノ者ノ儀ニ限リ囚獄掛ヨリ直ニ當省へ申出候様御取計有之度及御  
相談候此段御答旁及御掛合候也

四二. 監獄則抄

達明治五年十一月二十九日

第十條 懲治監

(前略)

凡輕囚ヲシテ書籍ヲ習読シ工業ヲ練熟セシメ能ク艱苦ヲ忍ビ改心シ

以テ才藝ヲ成スモノハ按擢シテ監獄ノ下吏トスルヲ聽ス（下略）  
明治十四年九月改正監獄則ニヨレハ  
第十五條 在監人書籍ヲ看ント請フトキハ新聞紙及ヒ時事ノ論說ヲ記載スル  
モノヲ除キ修得スハ官業ニ必要ナルモノノミヲ許スヘシト

四三、懲役場へ新聞紙差入ヲ禁ス

明治七年六月四日附ヲ以テ四獄懲役場へ新聞紙差入ノ儀御伺出有之差支ノ筋  
無之旨及指令置候處詮議ノ次第有之新聞紙ノ差ハ差許シ難ク候條以後御差止  
可有之候此段及御違候也

四四、懲役人ノ父母兄弟及妻子ノ写真差入ヲ許ス

東京府ヨリ司法省ヘ伺 明治八年八月二十五日  
懲役人ノ中其親戚ヨリ本人ノ父母兄弟及ヒ妻子ノ写真ヲ差入一覽ヲ乞フ者ハ  
其願書ニ写真ノ如ク身体壯実ナルエハ帝ニ無餘念只管服役ヲ精勵シテ改心ス

ヘキ旨ヲ認サセ写真ト共ニ白洲ニ於テ晒見ヲ許シ已後写真ハ願人へ還付シ自  
然差出置度望ニ候ハ、署ニ取メ置解放ノ節当人へ相渡候様可致候哉

司法省指令 同年九月十三日

懲役人ノ父母兄弟妻子ヨリ其写真圖ヲ贈ラント乞フ者アルトキハ書信ト見做  
シ伺面ノ通手致致シ犯人ニ看見セシメ候不苦事

四六、出版條例罪則抄

布告 明治八年九月三日

大政大臣三條實美署 第三百三十五号

第六條 淫褻俗ヲ乱ルノ圖書小説歌謡彫画ノ類淫ヲ著譯シテ出版スル者ハ禁  
獄三十日以上一年以下罪金三百以上百以下ヲ科ス

四六、刑法抄

布告 明治十三年七月十七日

左大臣藏仁親王署 第三十六号

第二百五十九條 風俗ヲ害スル冊子圖書其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シヌハ販賣シタル者ハ四円以上四十円以下ノ罰金ニ處ス

四七 圖書献納ノ者賞賜ノ例

辨官事松浦武四郎へ達 明治元年五月二十四日

蝦夷地方ノ儀ニ付多年苦心自著ノ書物并圖書等致献上且大政更始ノ折柄奔走尽才候段神妙ノ至被 思食候依之金一万五千疋賜之候事

徳岡衆祐へ達 同元年七月二十五日

先般沿海細圖自写本献上奇特ノ事ニ候依之褒金二十両下賜候事

増上寺へ達 同二年十二月二十六日

先般奉報天恩度趣ニテ書籍献納并ニ献金致シ奇特ノ事ニ被思食候此旨相違候事

静岡藩内藤泰次郎へ達 同二年十二月二十八日

父廣前著述ノ大内裏圓板献上致シ候段奇特ノ事ニ候依之金一万疋被下候事 東京府へ達 同三年六月十八日

其府下士族曲淵敬太郎触下渡辺傳太郎請記録九十五冊献納致候ニ付金一万疋被下候向此旨可相違事

宮内卿ヨリ龜井津和野藩知事へ達 同三年十月十八日

今般難民因献上矣 覽候処全積幸意ヲ蒙穡ニ用ルノ厚キ 御満足被 思召候 仍此段申入候事

静岡藩蜂屋丹鶴存へ達 同三年七月十二日

御代々宸翰献納致候段奇特ノ事ニ候依之別紙目錄ノ通被下候事

金百五十両

四八 献本賞賜内規

史官ヨリ大藏省へ回答 明治八年五月十三日

献本賞賜内規

判任官并士族平民献本ノ分

右書類代價見積

- 一 三四未満 褒詞

但自撰并父祖兄弟ノ著述或ハ其家傳末ノ古書ニテ他ニ類本無之者等ニ至リ候テハ代價ニ不拘献者ノ身分其外次第柄ニ寄リ別段相当ノ賞賜可有之事

右同断

- 一 三四以上 賞金

但前同様ノ類ハ代價混合ニ不拘賞金相増候儀モ可有之事  
 華族并奏任以上

前同断

- 一 二十四未満 褒詞

但前同断

同断

- 一 二十四以上 賞品

但書類代價凡半高位ノ当リヲ以弼ニ室宿細等ノ御品下賜候事

但前同断

凡 外國人圖書献納賞与ノ例

在佛カストン力リハ達 明治八年十二月二十七日  
 國人

朝鮮國地圖十二張献納候儀奇持ノ事ニ候何ヲ為其賞別紙目錄ノ通下賜候事

目錄

金五十圓

吾 官員華族圖書并諸器物献納賞與方

遠 明治十年十月二十四日  
 第七十七号 官院省

諸官員華族ヨリ圖書諸器物等献納ノ節賞与ノ儀ハ其廳ニ於テ取扱来候處自今  
 官員職務上ニ係ル賞与ヲ除クノ外内務省ニ於テ取扱候條其時々同省へ通知可  
 致右費金ハ献金領受ノ廳ヨリ可支出充勅奏任官并華族ノ儀ハ内務省ヨリ上申  
 大政官ニ於テ達方可取計候此旨相違候事

但自己ノ著作秘録書等別段ノ賞与相成度見込ノ分ハ其旨併テ同省へ通知可  
致事

(備考) 同十一年四月十七日達第十三号ヲ以テ一般人民ノ儀モ同様ノ事ト  
なる

五 大政官文庫へ典籍献納者賞与方

文書局伺 明治十八年五月二日

昨十七年第十一号御達ヲ以テ太政官へ文庫ヲ設置セラレ候ハ各官廳ノ典籍ヲ  
蒐集シ且有用ノ典籍ヲ購買シテ各廳流用查閱ニ供スルノ御旨意ニ有之候處今  
般岡山縣下人民ヨリ太政官文庫へ典籍献納致度旨類出候者有之右ハ第十一号  
御達以前ニ在リテハ他ノ官廳ニ献納致スヘキヲ今此御達有之候故ヲ以テ太政  
官文庫へ願出候儀ト被存候尤右等出願ハ悉ク之ヲ採用スルニ於テハ實ニ際限  
モ無之候ヘ凡其典籍ノ種類ト適用ノ有無トヲ調査ノ上受理致シ候ハ、無用ノ  
典籍充推ノ虞ハ有之向敷却テ古未在野埋没致シ居候稀有ノ書ニシテ價ヲ以テ  
得難キ稿本ノ献本モ可有之ニ付自今太政官文庫へ典籍献納出願者有之節ハ當

局ニ於テ萬ト調査ヲ遂ケ其出願届候モノハ其價直等ニ據テ御賞与等ノ儀ハ  
例規ニ隨ヒ取計候様相成度此段仰高裁候也  
指令 同十八年五月十六日

伺ノ通

五 第十回帝國議會に於ける公立圖書館國庫補助  
法案外山正一君發議第一讀會

有實書記官朗讀

公立圖書館費國庫補助法案

右貴族院規則第六十四條ニ依リ提出候也

明治三十年二月二十三日

發議者

外山正一

贊成者

伯爵 正親町 実 正



貴族院議長公節近衛篤磨殿

外六十九名

(左ノ議案ハ附議ヲ經サルモ参考ノタメ茲ニ載録ス)

公立図書館費國庫補助法

第一條

公立図書館ノ事業ヲ奨励スル爲ニ國庫ハ毎年度金拾萬圓ヲ支出シテ  
具ノ費用ヲ補助スヘシ

第二條

公立図書館ニシテ文部大臣ニ於テ公益上必要ノモノナリト認ムルト  
キハ其ノ図書館ニ補助金ヲ交付スヘシ

府縣内政員ノ利益ヲ目的トシタル團體ニ於テ設置スル教育図書館ハ文  
部大臣ノ特別ノ認定ニ依リ前項ニ準スルコトヲ得

第三條

各図書館ニ交付スル補助金ハ其ノ設立者ノ負擔額ト同額以内ニ限ル

第四條

補助ヲ受クヘキ図書館ハ文部大臣ノ認可シタル館則ニ依リ及同大臣  
ノ定ムル必要ノ條件ヲ充タスモノニ限ル

第五條

此ノ法律ニ依リ補助ヲ受クル図書館ノ設立者ハ補助年期向其ノ圖書  
館經費ヲ繼續支出スルノ義務アリ

第六條

各図書館ニ補助金ヲ交付スルハ五箇年ヲ一期トス満期ノ後必要ニ依  
リ仍之ヲ繼續スルコトヲ得但シ文部大臣ニ於テ図書館ノ管理不適当ナ  
リト認ムルトキ又ハ第四條其ノ他文部大臣ノ定ムル所ノ規則ニ違背シ  
タルトキ又ハ第五條ノ義務ヲ盡コト能ハサルトキハ補助年期尙ト雖補  
助ヲ停止若ハ停止スルコトヲ得

第七條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

第八條

此ノ法律ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

(外山正一君演壇ニ登ル)

外山正一君

昨年本員カラ帝國図書館設置ニ関スル建議案ヲ政府ヘ提出シ  
マシタ幸ニ其議ヲ容レラレマシテ今年ハ其豫算モ出来マシタト云フヤウナ  
ゴトデアリマス而シテ斯ノ如ク速ニ採用ニナツタト云フノハ固ヨリ此輿論  
ヲ政府デ容レラレタト云フコトデモアリマセウシ又一方ニ於テハ文部省ニ於  
テモ此帝國図書館ノ必要ナルコトハ豫テ認メラレテ居ルト云フコトデアツタ  
ラウト思ハレルソレ故ニ斯ク速ニ此議ヲ採用セラレタコトデアラウト思ヒ

マス、而シテ今年又此公立図書館愛國庫補助法案ト云フノヲ提出ス。ドウカ之カ諸君ノ御賛成ヲ得且ツ所院ヲ首尾能ク通過シテ法律トナツテ行ハレルコトニナリタイト云フコトヲ願フノデアリマス。之ヲ建議ト致シマセヌデ法案トシテ出シマシクノハ政府ニ於テモ今マデソレ程マダ考ヘラ居ラレヌコトデアラウカニ思ヒマス、ソレ故ニ或ハ建議ヲ出シマシテハ随分又採用マデニハ時ノ長ク掛ルコトデアラウカト懸念致シマシク、然ルニ所ノ如キ法案ガ立チマシテ地方ニ図書館ノ起ルコトノ必要ト云フモノハ本質ナドノ考ヘデハ實ニ是ハ急務デアラウト思ヒマス、斯ノ如キ法案ヲ以テ之ヲ奨励スルコトハ一日モ早クナシタイト斯ウ思ヒマス、ソレ故ニ段々ト賛成ヲ願ヒマシク所ガ七十名程ニ議院ガ賛成ヲシテ下カレヤウナコトデアリマス、ドウカ此法案ノ首尾好ク通過スルヤウニシタイト希望致シマス、ソレニ就キマシテ此理由書ニモ述ベテアリマス、通此図書館ト云フモノハ教育ノ機關ト致シマシテハ学校ト共ニ必要ナルモノデアリマシテ学校ガアレバ図書館ノ方ハ後ト回シナツテモ宜シイト云フヤウナ性質ノモノデゴザイマセヌ、ソレデ図書館ト云フモノハ或ハ乙人ヲシテ自由ニ教育ヲ受ケシムルニハ最も必要ナル機關デア

ルト思ハレマス、学校デアル程度マデ教育ヲ受ケマシテモ又其上ニ教育ヲ受ケントスルニハ図書館ニデモ就イテ教育ヲ受ケナケレバナラヌコトデア

ル、又学校ニ就テ教育ヲ受ケルコトノ出来ナイ者モ図書館ニ就テ教育ヲ受ケルコト云フコトニナリマス、其外又特別ノ研究デモシタイト云フ者ノタメニハ図書館ガ固ヨリ必要デアル、又何カ此法案ノコトデモ軍事ノコトデモ其外種々ノコトニ就キマシテ今日世界ニ於ケル所ノ其事ニ関スル事情ハドウ云フモノデアルト云フヤウナコトヲ調べルニモ矢張り図書館ニ於テソレニ必要ナル所ノ材料ガ備ヘテアルト云フコトデナケレバ到底出来ヌデアリマス、ソレデ是等ノコトハ今更喋々スルノ必要ハゴザイマセヌカラシテモウ其理由ト云フモノハ何人モ認ムル所ノ理由デアリマスカラ速バマヒヌケ唯図書館ノ事業ト云フモノハ今日或邦ノ段々ト諸般ノ事ニ於テ進歩シテ来ル際ニ於キマシテ最も後レテ居ル所ノ事業デアラウカト思ハレマス、其理由ヲ聊カ述べマスコトヲ致シ且ツ此外國デハドノ位図書館ト云フモノガ感ニナツテ居ルカドノ位図書館ノコトニ身ヲ入レテ居ルカドノ位金ヲ費シテ居ルカト云フコトヲ少シ諸君ノ御耳ニ入レマウカト思ヒマス、ソレデ図書館ノ中デ以テ此法案ニ關係

シマス所ノモノハ則チ其外國ヲ見マスト云フト此自由図書館ナド、云フヤ  
 ウナ性質ノモノデアリマス、公立図書館ト云フモノハ、自由図書館ト云フヤ  
 ウナ性質ノモノデアリマス、ソレテ其帝國図書館ト云フヤウナ國家ニ大抵  
 ノ部分ニソレソレ其事情地方ノ状況ニ依ツテ設立ニナツテ来ル所ノモノデア  
 リマス、此種類ノ図書館ノ必要ヲ段々ト各國ニ於キマシテハ認めタレヤウニ  
 ナツタノデアリマス、數十年カラ此ノ如キ図書館ノ必要ヲ認めマス、千八百  
 五十年ノ頃カラシテ此ノ如キ図書館ガテケレハナラヌト云フコトヲ外國テハ  
 法律ナドヲ段々採ヘテ参リマス、其法律ト云フモノハドウ云フ性質ノモノデ  
 アルカト云フト地方ヲ以テ其地方ノ經濟ア租稅ヲ以テ図書館ヲ地方々々ニ起  
 スト云フコトヲ許ス法律デアル、其許可的ノ法律ヲ起スト云フトサウスト  
 ソレニ依テ稅ヲ課シテ図書館ヲ立テルト云フコトニナルノデアリマス、其法  
 律ガ出来マシタ時ヨリシテ西洋諸國ニ於テハ此種類ノ図書館ノ出来タコトガ  
 實ニ非常ナ數デアリマス、其數ヲ申シマスト例ハ此英國ノ中デいへんぐらん  
 どト申ス部分ニハ倫敦市ヲ除イテ二百八十八ヶ所此種類ノ図書館ガアリマス

ソレカラ又其う江る可及あいる、をふ、まんト云フ部分ニハ十六箇ノ法律圖  
 書館ガアリマス、オットとらんどニハ十二箇ノ法律図書館ガアル、あいる  
 らんビニハ十三箇ノ法律図書館ガアル、倫敦ニハ一ツノ市デアツテ之ニ四十  
 一箇ノ法律図書館ガアル、ソレカラ聖米利加合衆國ニ於キマシテモ自由圖書  
 館即チ別ニ其國境邊ト云フモノヲ得ルタメニ金ヲ拵ハナケレバアラヌマウナ  
 コトナシニ唯其圖書ヲ見セル自由図書館ノ種類ガ實ニ著シイコトデアルソコ  
 デ一洲デ以テ三四十有スルモノハ少ナカラヌノデアアル、中ニハ一ノ洲デ以  
 テ數百ノ此ノ如キ図書館ヲ持ツテ居ルノモアル、ソレカラ佛蘭西ノ如キモ此  
 種類ノ図書館ヲ起スコトガ實ニ盛ナコトデアリマシテ千八百九十三年ニハ巴  
 里市ダケデ六十六箇モ此種類ノ図書館ガアツタノデアアル此ノ如ク盛ンテコト  
 デ外國テハ段々ト此教育ノ方便ガ起ツテ来ル然ルニ我國ニ於キマシテハ學費  
 デアルトカ其外商業上ノコトデアルトカ或ハ築港デアルトカ云フヤウナコト  
 ニハ段々ト非常ニ進歩ヲ為シテ来ル、殊ニ歐勝ノ結果トシテ非常ニ諸般ノコ  
 トガ昇達シテ来ル際ニ於テ獨リ図書館ノコトハ依然トシテ或地方ノ如キハ實  
 ニ此事ニ於テハ暗黒世界ノ有様デアアル、ソレカラシマシテ此図書館ノコトニ

就キマシテハ或ハ他ノ諸般ノコトガ漸ク進歩スルニ引換ヘテ維新後ニ於テ却  
 ヲ其退歩ヲシタト云ツテ宜イ位デアラウト思ハル、ソレハ維新前ニ於キ  
 マシテ各藩ノアリマシタ時分ニハ其藩々ニ公立ノ学校ト云フヤウナモノガア  
 ツテ其学校ニ附属シテ居ル所ノ公立ノ図書館ト云フヤウナモノガアツタノガ  
 多イデアリマシテ、其当時ノ知識ニ適當ナル所ノ研究ヲナスト云フヤウナ金  
 ハ当時ニ於テハ自カラ其備ハツテ居ツタヤウナコトデアル、然ルニ維新後ニ  
 於テ此靡蕩置棄ト云フヤウナコトニナリマシテカラハ其地方々々ノ公立ノ学  
 校ガ昔シ風ノ公立ノ学校ト云フモノクナツタニ伴ツテ此公立ノ図書館ト  
 云フモノモナクナツテは舞ツタノデアル、ソレデ今日ハ高等学校テモアル  
 所ハ其学校ニ就イテ居ル所ノ図書館ノ誠ニ微々タルモノハアリマスルガ其外  
 ノ場所ニ於テハモウ図書館ノコト、イフモノハ尤テ其暗ト云ツテモ宜イヤウ  
 ナコトデアアルノデアル、昔シアツタ其諸侯ノ書物モドテラヘ方仕舞ツテアレ  
 ヤウナコトガ随分多イデアラウト思ハル、ソレ故ニ其斯ノ如キ法律ヲ設ケ  
 テ図書館ヲ起スコトノ必要ハ實ニ迫ツテ居ルコト、思ハレマス、ソレデ地方  
 デ此市町村ガ其地方稅ヲ以テ図書館ト云フヤウナモノヲ設立スル所ノ權利ト

云フモノハ既ニ持ツテ居ルノデアアル、持ツテ居ルニモ均ラズ今日マテ此ノ如  
 キ必要ナル教育機関ヲ設立スルコトガ絶ヘテナイト云フノハ何ニ依ルカト云  
 フト金錢上ノ利害ノ直接ニ分ラヌコトニハ今ハ冷淡デアルト云フコトデア  
 然ルニ金錢上ノ利害ノ直接ニ分ラヌコトハ國家ニ取テ必要テナイコトカト云  
 フト決シテサウデハナイノデアアル、金錢ト云フモノモ出来ルノモ此金錢上ノ  
 利益ノ分ラヌヤウナ教育カラ起ツテ来ルノデアアル、商業上ノ競争モ勝  
 利モ悉疫ノ豫防モ教育ト云フ直接ニ金錢上ノ利益ノ分ラヌヤウナ此方便ヲ以  
 テスルニ非ズンハ出来ヌコトデアアルノデアリマス、ソレ故ニ此ノ如キ必要ナ  
 ル教育機関ヲ起スニハ今日ノ所ニ於テ先ヅ國家デ以テ奨励法ヲ設ケルヤウナ  
 コトヲ為シ、而シテ是ガ数年ノ後地方デ以テ其奨励ヲ要サズシテ進々之ヲ設  
 立スルヤウニナツタナラバ其時ニ此奨励法ト云フモノハ改メテモ宜カラウカ  
 ト思フノデス、ソレテ或ハ外國デハドウイフコトニナツテ居ルカ外國テハ斯  
 ウイフ図書館ト云フモノハ私立テ以テ置クモノガ随分アリハセヌカ回費デヤ  
 ルトイフコトハ餘リナイデハナイカト云フヤウナ疑モアルカト思フノデス、  
 ソレ故ニ其事ニ關シテ少シ調ベタ所ヲ御話ヲ致シマスルト此重要利加ナドガ

最モ宜イ別テアリマスガ里米利加ノ合衆國ニ於キマシテハ教育ナドノコトニ  
 附イテ屬費ナル人ガ其寄附金ナドヲスルヤウナコトガ非常ニ多イノデアル、  
 ソレ故ニ里米利加ニ於テ自銀ヲアルトカ学校デアルトカ云フヤウナモノガ富  
 貴ナル人ノ寄附金ニ依テ自然ニ起ル所ノモノハ實ニ多イコトデアリマスルガ  
 其里米利加ニ於キマシテモ公費ヲ以テ立テ、アル所ノ図書館ト云フモノハ實  
 ニ多イノデアル、例ヘハまつさちうせつつト云フ州ニ於キマシテ自由図書館  
 ト云フモノガ二百十二アリマス、二百十二ノ内デ以テ百七十九トイフモノハ  
 即チ租稅ヲ以テ立テ、アル図書館デアル、にうはんぶしゆいあト云フ所ニハ  
 四十二自由図書館ト云フモノガアリマスガ其内ノ三十四ト云フモノハ租稅ヲ  
 以テ立テ、アルノデアル、いりのいすト云フ所ニハ四十二アリマスガ其内ノ  
 三十五ト云フモノハ租稅ヲ以テ立テ、アルノデアル、らうどあいらんど云  
 フ所ニハ二十六自由図書館ガアリマスガ其内ノ十三ト云フモノハ租稅ヲ以テ  
 立テ、アルノデアル、紐育ニハ二十四自由図書館ガアリマスガ其内ノ十一ト  
 云フモノハ公費ヲ以テ立テタモノデアル、いんであなト云フ所ニハ二十三自  
 由図書館ガアツテ其内ノ十三ト云フモノハ公費ヲ以テ立テタモノデアル、か

りほるにあハ二十一自由図書館ガアツテ其内ノ十八ト云フモノハ租稅ヲ以テ立  
 テタモノデアル、おはいをニハ二十一自由図書館ガアツテ其内ノ十一ハ公費  
 ヲ以テ立テタモノデアル、うゑるもんどニハ十五自由図書館ガアツテうゑる  
 もんどノ如キハ一番公費ヲ以テ立テタモノハ少イノデアル、少イノデハアルガ  
 全クナイト云フ訳デハナイ、ソレカラシテめいんと云フ所ニハ十四アツテ其  
 ノ八ツが租稅ヲ以テ立テタモノデアル、ういすこんしんニハ九ツアツテ九ツト  
 モ公費ヲ以テ立テタモノデアル、かんさすニハ九ツアツテ其内ノ七箇が租稅  
 ヲ以テ立テ、アルト云フヤウナコトデアル、ソレカラシマシテ又其金ノ高ガ  
 ドノ位州々ニ依ツテ此種ノ図書館ヲ立テルタメニ費スル經費ト云フモノハ  
 トノ位デアアルカト云フト是モ隨分其驚クベキ分量デアアルノデ例ヘバかりほる  
 にあニハ一万二千円以上ノ図書館ガ三箇アル、而シテ其一番經費ノ多イモノ  
 ハドノハ位掛ルカト云フト八万円ノ經費デアアル、ソレカラシラいりのいすニ  
 ハ五千円以上ノモノガ九ツアリマス其内ノ一番經費ノ多イノガ二十五万円デ  
 アルト云フヤウナコトデ實ニ多イコトデアリマス、ソレ等ノ統計ヲマダ段々  
 陳ベレバアリマスルケレドモ先ヅ此位ニシテ止メテ置クコトニ致シマセウト

思ヒマスル、ソレシテ此法案ニ就キマシテハ私ハ文部大臣ノ配下ニ居ルモノデ  
 アリマスルニ依テ議會ニ於キマンラ此ノ如キ案ヲ出スニモ固ヨリ快立ノ考ヘ  
 テ此法案ニ依テモ矢張當局大臣ナゾノ意見ト餘リ違フヤウナコトガアツ  
 テモ却ツテ面白カラス結果ガアルカラ郵電ニ爲シ、成ルベク事ノ成就スルヤ  
 ウニト思ヒマスルニ依テ豫メ當局大臣ノ御耳ニモ之ヲ容レテ置イタ欲デア  
 ル、ソレデ何カ不都合ナコトガアルナラバ何ヒタイト云フコトヲ申シマシタ所ガ  
 別ニドウモ不都合ト云フヤウナコトガアルベキ欲デナイ、サウイフコトガ出  
 来レバ固ヨリ結構デアルト云フコトノ御答ガアリマシタ、是ハ實ニ私ハ喜ニ  
 堪エヌコトデアル、ソレデ私一人ガ内証デ文部大臣ニ聴イテ来タト云フコト  
 デナラ其時ニハ矢張確カナル此貴族院議員ノ一人ガ其心ニ矢張居タ欲デアリ  
 マスカラシテ私ノ申スコトハ決シテ嘘デナイノデアリマス、ソレカラシマシ  
 ラ此法案ニ就キマシテハ或ハ經費ハドウスルカ何モカモサウ國庫カラシテ金  
 ヲ出スコトガ出来ルカト斯ウ云フヤウナ随分質問疑ヒモアルデアラウト思ヒ  
 マス、併シ私ハ決シテ此ノ如キ獎勵法ヲ以テ何モカニモ、中ニ入レルコトハ  
 承諾セヌノデアル、決シテ是ハ何もカモト云フヤウナ性質ノモノデナイ、殆

ド如何ナルコトヲ指イテモ新ノ如キ獎勵法ハ設ケナケレバナラスト思ヒマス  
 又國家ノ經費ノ権衡上カラ言ヒマシテモ軍費ハドウ位費スカ其他ノ事業ニハ  
 トノ位費スカト云フコトヲ考ヘテ見テ此僅カナル十萬圓トカ云フヤウナ金ヲ  
 以テ大切ナル教育ノ機關ヲ獎勵スル道デアルニ依テ決シテ是ハ多ナルコトハ  
 言ハヌ、ソレカラシテ十萬圓ト云フ呼聲ニ恐レテ十萬圓デハ多イデハナイカ  
 ト云フ考ヘテ爲ススガアルカモ知レヌ、然シ是ニ就テモ大ニ辨解ヲシナケレ  
 バナラヌト云フノハ元ト十萬圓ト云フノハ府縣ニ皆補助金ヲ仰グヤウナ圖書  
 館ガアンソレソレデソレソレノ一縣モ残ラズ補助ラスル云フヤウナコトデア  
 レバ十萬圓ト云フモノガ要リマスルケレドモマダ全國斯ウ云フ種類ノ圖書館ガ  
 ナイノデアリマスカラ是ハ興ルニ應ジテ獎勵シテ往カウ興サセルタメニ獎勵  
 シテ往カウト云フコトデアリマスルニ依テ先ツ最初ニハ千圓要リマスカ、ニ  
 千圓要リマスカ、三千圓要リマスカ、僅カナコトデ済ムノデアル、ソレ故ニ  
 此ノ如キ法案ヲムヤミニ出サレテハドウモ困ルト云フヤウナコトガナカラウ  
 カト思ハレル、ソレカラシマシテ又政府ハ此軍備ノミナラス教育ニモ重キヲ  
 置レル所ノ政府デアリマスルニ依テ斯ノ如キ法案ハ喜ンデ歡迎セラレルコト

テアラウト思フ、ソレカラシマシラズ行政整理ナドノコトニモ着手ヲシテアリマス。御テ其行政整理ノ結果トシテニ千円三千円ノ檢約が出来ヌコトハアルマイト思ヒマスルニ依テ財政上ノ不都合ト云フコトモ或ハナカラウト思フ又法律案デ此何円ト云フヤウナコトヲ規定スルノハ不都合デアルト云フヤウナ意見モ或ハアルカモ知レマセヌ、ソレハ或ハ便利上カラ住ツテハ不都合ト云フコトモアルカモ知レマセヌ、ケレドモ能ニ此ノ如キ法案が出テ居ルノデアル、現ニ彼實業教育國庫補助法ト云フヤウナモノニ於テモ此法案ト同ジヤウニ十萬円ト云フコトが規定シテアルノデアリマス、ソレデマダ私ノ方デハ幾ラデモ陳ベマスレバ陳ベタイヤウニ思ヒマスルケレドモ却ツテモウ諸君ニ於テハ既ニ御賛成下タスツタコトデアリマスルニ依テ諸君ニ對シテ喋々スル必要ハナイゴトデアルカラ是デ陳ベマスグドウカ此法案ヲ委員ヲ設ケテ御重ニ審査スルトモ或ハ直チニ二讀會ニ移ルトモ何レニトモ御決シ下ダスツテサウシテドウカ通過シマシテ衆議院ニ同ツテ法律案トナツテ効ヲ奏スルコトヲ希望致シマス。

○久保田謙君 私ハ委員付託ノ動議ヲ提出致シマス、チヨツト其事ヲ簡單ニ

申シマス亦莫モ賛成ノ一人デゴザイマス勿論教育上急務ナル所ノ事業ノ一ト認メテ賛成ヲ致シテ居リマス。併シナガラ教育ノ事業ハ独リ圖書館ニ止マラズ、小学ノ教員ガニ万八モ不足シテ教員ノ俸給ガ少クシテ飢ヘカ、ツテ居ルモアル随分急務ナコトハ山ノ如クアリマスカラ果シテ是デ其事ト平衡シテ進行ハル、ヤ否ヤト云フコトハ餘程詳シク審査ヲ要スルコト、考ヘマスカラ特別委員ニ付託シテ詳細ニ調査ラシタイト云フ意見デアリマス、委員ハ定數ノ通テ議長ヲ御送扱アルヤウニ致シタイ

○子爵曾我祐準君 賛成ヲ致シマス

○小原重武君 賛成

○議長（公卿近衛篤磨君）此法律案ニ就テ久保田君カラ委員ヲ設ケタラ宜カラウト云フ動議が出マシタ賛成ガアリマスニ依テ御異議ナクバ、

（「異議ナシ」ト叫ブ有アリ）

（備考） 惜しいかな本案は第二、三讀會に至らずして會期を了へたり。

（明治三十年二月二十六日貴族院議事速記録第十二号）

五三 大正十五年十一月九日文部省招集  
全國圖書館長會議

文部大臣ノ訓示

今回本省ニ於テ全國圖書館長會議ヲ開キ初メテ諸君ト相會シテ圖書館ニ關スル事項ニ就キ所懷ヲ遠フル機會ヲ得マシタコトハ余ノ欣快トスル所デアリマス

我國ノ学校教育ノ發達ト社會教育ノ進歩ニ伴ヒマシテ、社會民衆ノ教育上、最も重要ノ機關タル圖書館ガ、近時頗ニ進展ノ氣運ニ向ヒマシタコトハ洵ニ慶ブベキ現象デアリマス。

就中諸君ノ管理經營セラル、圖書館ノ如キハ、其ノ收藏スル圖書モ數万冊ニ達シ、利用ノ成績モ亦年一年ニ良好ニ趨キ、中ニハ建築モ完成シ内容モ充実ノ域ニ達スルモノモ有之ル有様デ、洵ニ諸君ノ御尽力ヲ多トスル次第デアリマス。然シナガラ其ノ他ノ圖書館即チ統計ノ示ス三千有餘ノ圖書館ノ大部分ハ其ノ設備内容ハ勿論、特ニ其利用ノ点ニ於テ尙ホ遺憾ノ点カ少クナイノデアリマス。町村ノ小圖書館ニ在テハ規模ノ小ナルヲ妨ケナイノデアリマス

ガ、少クトモ選拔ヲ經タ相当ノ良書ヲ所藏シ、又相当ノ經費ト兼養アル館員ニ依ツテ取扱ハレタイモノデアリマス。又如何程度ノ良キ圖書館デアリマシテモ、其ノ教カ極メテ少數デアツテハ、一般民衆ノ機關タル公共圖書館ノ職能ヲ十分ニ發揮スルコトカ出来ナイデアリマス。

凡ソ圖書館ノ普及發達ヲ圖ルニ就キマシテハ、先ツ以テ人口ノ密ナル大都市ニ比較的少クシテ、人口ノ疎ナル地方ニ割合ニ多ク設ケラレテ居ルノミナラズ、府縣ニシテ尙ホ未ダ府縣立圖書館ヲ有タズ所ガアリ、都市ニシテ市立圖書館ノ無キ所ガアルノハ甚タ遺憾トスル所デアリマス。

諸君ノ御承知ノ通、圖書館ニハ種別カアリ各其ノ使命ヲ異ニシテ居ルノデアリマシテ、從ツテ圖書館ノ一般ニ對スル万全ノ効果ヲ收メマスルニ就キマシテハ、整頓完備セル普通圖書館ノミナラス、特殊ノ參考專門圖書館ヲ要スル次第デアリマスカラ、將來ハ此ノ種ノ圖書館ノ設立ヲモ奨励セナケレハナラヌコトト思フノデアリマス。此等ノ点ニツイテモ諸君ノ十分ナル御留意ヲ得タイノデアリマス。

尙ホ圖書ノ選拔ニ就キマシテハ、平素十分ニ考慮セラルコトト思フノデア



リマスガ、近來坊間ニ出版セラル、図書ハ、動モスレハ時流ニ投スルヲ事ト  
 スル為メニ、俗悪不良ノモノモ少クナイノデアリマシテ、從ツテ之ヲ阅读ス  
 ル青少年、思想ニ悪影響ヲ及ボスコトハ看過シ難イコトデアリマス。諸君ハ  
 一層此ノ点ニ意ヲ用ヒラレ。青年男女ノ思想如何ハ國家將來ノシメ頗ル大切  
 デアリマスカラ、備付図書購入ノ際ハ、其ノ取捨選択ヲ謬ラザルヤウニ、又  
 良書、普及宣傳等ニ就テモ特ニ御留意願ヒタイノデアリマス  
 要スルニ図書館事業ノ振興ハ、國家ノ文化國民ノ教養ト至大ノ關係ヲ有スル  
 モノデアリマスカラ、今後益々諸君ノ御尽力切望シテ止マナイ次第デアリ  
 マス。

(備考)

外に岡谷普通学務局長の指示及注意あり

諮問事項

圖書館ノ普及促進ヲ促スベキ最モ適切ナル方法如何

右答申

一、北海道府縣ニ一館以上ノ道府縣立圖書館ヲ設置セシメ、管内市町村圖書  
 館ノ普及促進ノ中心タラシムルコト

二、北海道府縣市町村圖書館經營ノ指導ノ任ニ當ラシメンカ為、文部省並ニ

北海道府縣ニ圖書館主事ヲ置クコト

三、文部省經營ノ圖書館員講習所ノ程度ヲ高メ、規模ヲ擴張シテ適材ヲ養成  
 スルコト

四、北海道府縣ニ於テ圖書館員講習機關ヲ設クルコト

五、高等師範学校、道府縣師範学校等ノ教員養成ノ学校ノ教科目中ニ圖書館  
 科ヲ設クルコト

六、地方公私立圖書館ノ普及促進ヲ促進センカ為メ、政府ハ毎季相当ノ補助  
 金ヲ之ニ交付シ、北海道府縣ニ於テモ亦同様ノ目的ニテ補助金ヲ交付スル  
 コト

右答申候也

(備考)

諮問事項答申ニ関スル委員ハ今井、今沢、伊藤(尾)、伊藤(平)、池田、厨川、貞松、武藤、村島ノ九人ナリ

昭和五年三月十三、十四日文部省招集全國圖書館長會議

田中文部大臣ノ訓示

諸君、不肖走職文部大臣ノ重任ヲ拜シ茲ニ各位ト相見エテ所見ノ一端ヲ披瀝  
 スル、機会ヲ得マシタコトハ洵ニ私ノ欣幸トスル所デアリマス。  
 今日我國ノ教育ハ、御承知ノ如ク駁々トシテ異常ノ進歩ヲ致シテ居リマスガ  
 是ハ過去數十年間、我國ノ先覺者ガ非常ナル努力ヲ致サレタ結果、學校教  
 育機關ハ今日相當整備シテ居ルヤウニ考ヘラレルノデアリマス。唯若シ、之  
 ヲ社會教育ノ點ニツイテ觀察致シマスルト、其ノ進歩程度甚々遅々タルモノ  
 デ、政米ノ進歩ニ比シ尚格段ノ遜色アルハ、洵ニ遺憾ナコトデアリマス。然  
 ルニ其ノ社會教育ノ振興ハ、我國現下ノ教育問題中、最モ重大性ヲ有スルモ  
 ノ、一ツデアリマス。カヲ不肖就任以來、聊サカ微カラテ捧ゲ社會教育將來ノ發  
 展ニ資スル所アラシコトヲ期シテ居ル次第デアリマス。幸ニ本省ニ於テハ、  
 本省度ヨリ社會教育ノ爲メニ一局ヲ特設シ、茲ニ斯教育一級ノ進歩ヲ圖ルコ  
 ト、相成ツタノデアリマスガ、併シナガラ社會教育ハ、其領域甚々廣汎デア  
 リ、其ノ体系ハ未ダ整備スルニ至リマセ又ノデ、今後各種ノ施設ヲ講ズルニ  
 シテモ、尚幾多ノ研究ヲ要スル問題ガアリ、又之ガ解決ニハ少カラヌ困難ノ  
 伴フコトヲ覚悟セネバナラヌノデアリマス。

格、諸君ノ主管セラル、図書館ニ就テ考ヘテ見マスト、図書館ハ社會教育上  
 重要ナル地歩ヲ占ムルモノデアリマシテ、其ノ使命ノ重大ナル故テ學校教育  
 ニ劣ラナイノデアリマス。幸ニ各位多年ノ御尽力ニ依リ、我國ノ図書館モ概  
 近番シキ發達ヲ成シ、全國ニ於ケル大小各種ノ図書館今ヤ五千ヲ算スルニ至  
 ツタノデアリマス。併シナガラ之ヲ質的ニ考察シマスレバ、其ノ規模ニ於テ  
 決ノ内容ニ於テ乃至其ノ運用ノ點ニ於テ、未ダ遠ク英米歐佛ノ諸國ニ及バザ  
 ルモノガアリマス。御承知ノ通り我國ノ社會教育モ、泰西諸國ト同ジク先ヅ  
 図書館ガ其ノ先驅デアリマシテ、夙ニ明治五年ニ國立図書館ノ創立ヲ見タ程  
 デアリマス。越エテ明治三十二年ニ至ツテ図書館令ノ公布ガアリマスガ、爾  
 來既ニ三十年ヲ閱スルニ拘ラズ、實際ノ大ニ見ルベキモノナキ有様デアリマ  
 ス。試ニ地方図書館ニ就テ見マスト、府縣ノ中ニハ未ダ中央図書館トシテノ  
 府縣立図書館ノ設置ヲ見ザル所ガアリマス。又都市ニシテ市立図書館ヲ有タ  
 又所モアリマス。タトヘ之アルモ概シテ人口ノ密ナル大都市ニ比較的少ク、  
 普及ノ現状此ノ如キハ甚々遺憾ナコトデアリマス。而シテ此等図書館ノ設備  
 内容ノ點ニ就テ見ルニ是亦同様遺憾ナキヲ得ザル現状デアリマス。申スマデ



モナク図書館ハ、一般民衆ノ欲求或阿デアリマス。隨テ之ガ職能ヲ發揮スル  
 爲ニハ、其ノ大小ニ應ジ、夫々選択ヲ經タル相當數ノ良書ヲ所藏スルト共ニ  
 更ニ之ヲ活用セネバナリマヒヌ。而シテソレニハ相當ノ經費ト、素養アル館  
 員ノカラ要スルコトデアリマス。図書館ノ經營管理ハ、實際専門ノ知識ト埃  
 能トヲ要スルノデアリマスカラ、將來館員ノ御採用ニ就イテハ一層御考慮ヲ  
 煩ハシ度ト思ヒマス。

近時我國民ノ間ニ不幸因依ニ悖リ、國情ニ反スル思想ヲ抱ク者ヲ出シ、マタ  
 青年学徒中亦是ニ感深シテ其ノ本分ヲ誤リ、先般共產黨事件ニ連座シタル者  
 ガアツクハ、國家ノ爲ニ深憂ニ堪ヘザル所デアリマス。思フニ三千年ノ光  
 輝アル歴史ヲ有スル我ガ國體ガ此等極端ナル偏倚ノ思想ニ由ツテ動搖ヲ未タ  
 スガ如キコトナキハ勿論デアリマスケレドモ、我國民中少數ノ者トイヘドモ  
 輪敷ナル所説ニ惑ハサル、若ク生ジタコトハ、大ニ警戒スベキ事デアリマス  
 特ニ思想問題ト密接ナル關係ヲ有スル図書館ニ於テモ充分注意スベキ事デア  
 リマス。圖書ノ撰採ニツキマシテハ、平素充分ニ御考慮セラル、ゴト、存ジ  
 マスガ、近來俗悪不良ノ書出版セラレ、從フテ之ヲ閱讀スル青少年ノ思想ニ

悪影響ヲ及ボスコトハ看過シ難イコトデアリマスカラ、常ニ悪者ノ入ルヲ防  
 クベキハ勿論、嚴送セラレタル良書ヲ豊富ニ備ヘテ、民衆ヲシテ自由ニ之ヲ  
 利用シ得シムルヤウ、特ニ一層御留意ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。  
 今般、政府ニ於テハ、図書館事業ノ振興ヲ促スヘク制度、改善ヲ企圖シテ居  
 リマスガ、特ニ経験アリ、識見アル各位ノ御会同ヲ煩ハシ、篤ト御意見ヲ伺  
 ヒ、参考ニ致シ度ト考フル次第デアリマス。会期モ僅少デアリマスガ、主ト  
 シテ御討議ヲ願フ事項ハ年末ノ懸案デアルヤウニ承知シテ居リマスカラ、ド  
 ウカ、充分ニ御意見ヲ吐露セラル、ヤウ切ニ希望致スノデアリマス。

一、 諮向事項

現行図書館関係法規上ニ於テ改正ヲ要スベキ事項如何

答申

第一、 図書館関係法規改正要項

イ、 図書館令中改正ヲ要スル事項

- 一、 図書館ノ目的ヲ明示セムタメ第一條中ノ一部「圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閱覽  
 ニ供セムカ爲メ」ヲ左ノ如ク改メ之ヲ一條トナスコト

第 條 圖書館ハ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閲覧ニ供シ其ノ教養ニ資スルヲ以テ目的トス

二、 圖書館ノ種類ニツキ新ニ左ノ一條ヲ設クルコト

第 條 圖書館ハ其ノ規模ニ應シ之ヲ甲、乙、丙、丁、四種ニ分ツ之カ種別ハ文部大臣別ニ之ヲ定ム

三、 甲

圖書館ノ設置ニツキテハ第一條中當該ノ部分ヲ左ノ如ク改メ之ヲ一條トナスコト

第 條 道府縣市町村ニ於テハ圖書館ヲ設置スハシ

三、 乙

市町村ニ於ケル圖書館設置ノ延期ニ関シ左記ヲ附則ノ一項トナスコト  
附則、 市町村ニ於テ特別ノ事情アルトキハ文部大臣又ハ地方長官ノ

認可ヲ受ケ五年以内其ノ設置ヲ延期スルコトヲ得

四、 圖書館ノ經費ニツキ新ニ左ノ一條ヲ設クルコト

第 條 圖書館ノ經費ハ設立者ノ負擔トス

五、 第五條ヲ左ノ如ク改ムルコト

第 條 圖書館ノ設置、廃止ハ其ノ道府縣市立ニ係ルモノハ文部大臣  
其ノ他ノ公立及私立ニ係ルモノハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

六、 第六條ヲ左ノ如ク改ムルコト

第 條 圖書館ニ於テハ圖書閲覧料ヲ徴収スルコトヲ得

七、 分館ノ設置ニツキ新ニ左ノ一條ヲ設クルコト

第 條 圖書館ニ於テハ土地ノ情況ニ依リ文部大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ經テ分館ヲ設置スルコトヲ得

八、 本令ノ規定ニ依ラサル公廂ノ圖書閲覧所ニ関シ新ニ左ノ一條ヲ設クルコト

第 條 本令ノ規定ニ依ラサル公廂ノ圖書閲覧所ハ圖書館ト稱スルコトヲ得ス

トヲ得ス

九、 圖書館ノ附帶的施設ニ関シテハ適當ナル形式ニヨリ講演會、講習會、展覽會、常設的觀覽施設其ノ他公衆ノ教養上適切ナル施設ヲナスヲ奨励セラル、コト

一〇、第二項ノ図書館ノ種別ハ經常費、藏書冊数、閲覧座席数等ニ依リ左ノ標準ニ依リ之ヲ定メラレタキコト

	甲種	乙種	丙種	丁種
經常費	七万円以上	二万円以上	五千円以上	五百円以上
藏書冊数	十五万冊以上	五万冊以上	五千冊以上	千冊以上
閲覧座席数	五百席以上	三百席以上	百席以上	百席以下

(備考)

一、藏書冊数ニツキテハ新設ノ図書館ニ於テハ書庫ノ収容能力ヲ以テ之ニ代ルコトヲ得

二、巡回文庫又ハ館外貸出ヲ主トスル図書館ニ於テハ本表ノ座席数ヲ

有セサルモ其ノ閲覧人員一日平均数カ座席数ノ二倍以上ヲ有スレ

モ、ハ相当種ノ図書館ト認ム

ロ、図書館令施行規則改正ノ件

右ハ図書館令改正ノ要項ニ基キ文部省ニ於テ適當ニ改正セラレタシ

ハ、公立図書館職員令中改正ヲ要スル事項

一、第一條ヲ左ノ如ク改ムル事

第一條、公立図書館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長

司書

司書補

書記

二、第二條ヲ左ノ如ク改ムル事

第三條

甲種図書館ノ館長ハ勲任官又ハ奏任官ノ待遇、乙種及丙種図書館ノ館長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇、丁種図書館ノ館長ハ判任官ノ待遇トシ、地方長官ノ監督ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス

甲種乙種及丙種図書館ノ司書ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇、丁種図書館ノ司書ハ判任官ノ待遇トス。館長ノ指揮ヲ承ケ図書ノ整理、保存及閲覧ニ関スル事務ヲ掌ル

司書補ハ判任官ノ待遇トス、館長ノ指揮ヲ承ケ図書ノ整理保

及閲覧ニ関スル事務ニ従事ス、書記ハ判任官ノ待遇トス、館長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

三、第三條ヲ左ノ如ク改ムル事

第 三 條

判任官又ハ委任官待遇ノ館長及委任官待遇ノ司書ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一、文官任用令第五條第一項ノ規定ニ依リ高等文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

二、学位ヲ有スル者又ハ大学令ニ依ル大学ノ学部若ハ帝國大学分科大学ヲ卒業シ学士ト稱スルコトヲ得ル者及高等教員ノ免許状ヲ有スル者

三、専門学校、高等学校高等科、大学令ニ依ル大学ノ科又ハ高等学校大学部科、図書館教習所ヲ卒業シ図書館司書免許状ヲ有スル者又ハ中等教員免許状ヲ有スル者ニシテ二年以上判任官待遇以上ノ職ニ在リテ教育又ハ図書館ノ実務ニ従事シタル者

四、五年以上判任官待遇以上ノ職ニ在リテ図書館ノ実務ニ従事シ

日額八十円以上ノ俸給ヲ受ケタル者

五、図書館及図書館ニ関シ特別ノ学識経験アル者ニシテ高等試験委員ノ銜ヲ經タル者

四、第四條ヲ左ノ如ク改ムルコト

第 四 條

判任官待遇ノ館長、司書、司書補及書記ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一、文官任用令第六條ノ規定ニ依リ判任文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

二、前條第二号乃至第五号ニ該當スル者

三、高等女学校ヲ卒業シ一年以上図書館ノ実務ニ従事シタル者

四、三年以上図書館ノ実務ニ従事シタル者

五、図書館司書免許状ヲ有スル者

六、図書館及図書館ニ関シ学識経験アル者ニシテ普通試験委員ノ銜ヲ經タル者

五 第六條ヲ左ノ如ク改ムルコト

第 條

奏任官待遇職員ノ待遇相等官等ハ甲種図書館ノ館長ニ在テハ高等官三等以下、乙種丙種図書館ノ館長及甲種図書館ノ司書ニ在テハ高等官四等以下、乙種及丙種図書館ノ司書ニ在テハ高等官五等以下トス

第六條

判任官待遇職員ノ待遇相当級ハ判任官一等乃至四等トス

第 條

乙種丙種図書館ノ館長及甲種図書館ノ司書ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功績アルモノハ特ニ高等官三等ノ待遇トナスコトヲ得  
乙種丙種図書館ノ司書ニシテ高等官五等ノ待遇ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功績アルモノハ特ニ高等官四等ノ待遇トナスコトヲ得

七

第八條中ニ左ノ一項ヲ加フルコト  
高等官三等ノ待遇ヲ受クル公立図書館職員ハ在職二年ヲ超ユルニ非レ

バニヲ勅任官ノ待遇トナスコトヲ得ス

八 第九條ヲ左ノ如ク改ムルコト

第 條

勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル甲種図書館ノ職員ノ年俸ハ第一号表ニ、奏任官ノ待遇ヲ受クル乙種及丙種図書館ノ職員ハ第二号表ニ、判任官ノ待遇ヲ受クル職員ノ月俸ハ第三号表ニ依ル

九 図書館職員加俸ニ関シ新ニ左ノ一條ヲ設ケルコト

第 條

一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ特ニ功勞アル職員ニハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クルモノニ在テハ七百円以内、判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ四百五十円以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

一〇 道府縣立図書館長ノ職務ニ関シ新ニ左ノ一條ヲ設ク

第 條

道府縣立図書館長ハ兼ネテ其ノ道府縣内ニ在ケル図書館ノ狀況ヲ視察ス

一一 図書館職員ノ定員ニツギ新ニ左ノ一條ヲ設ケルコト

司書補書記	館長司書	(第三階表)		館長	(第二階表)	
		級	書		級	書
120	160	一級	3,100	3,800	一級	
110	140	二	2,800	3,400	二	
100	130	三	2,600	3,100	三	
90	120	四	2,400	2,800	四	
80	110	五	2,200	2,600	五	
70	100	六	2,000	2,400	六	
60	90	七	1,800	2,200	七	
55	80	八	1,600	2,000	八	
50	70	九	1,400	1,800	九	
45	60	十	1,300	1,600	十	
40	50	十一	1,200	1,400	十一	
35		十二	1,100	1,200	十二	
30		十三	1,000	1,100	十三	

第 條		
司書	館長	(第一階表)
3,800	4,500	一級
3,400	4,100	二
3,100	3,800	三
2,800	3,400	四
2,500	3,100	五
2,200	2,800	六
2,000	2,500	七
1,800	2,200	八
1,600	2,000	九
1,400		十
1,200		十一
1,100		十二

司書司書補書記ノ定員ハ甲種図書館ニアリテハ二十五名以上  
内五名以内ヲ委任官待遇トナスコトヲ得、乙種図書館ニアリ  
テ八十名以上内二名以内ヲ委任官待遇トナスコトヲ得、丙種  
図書館ニアリテハ三名以上内一名ヲ委任官待遇トナスコトヲ  
得、丁種図書館ニ在リテハ一名トス



- 第二、図書館ニ関シテ法規ノ制定ヲ必要トスル事項
  - 一、公立図書館職員年功加俸給與ニ関スル勅令ヲ制定セラレタキコト
  - 二、図書館司書免許ニ関スル勅令ヲ制定セラレタキコト
  - 三、図書館員養成ヲ目的トスル専門学校程度ノ学校ヲ新ニ設置シ其ノ官制ヲ制定セラレタキコト
  - 四、私立図書館用地免租ニ関スル法律ヲ制定セラレタキコト
  - 五、図書館図書補助法ヲ制定セラタキコト

昭和五年三月十四日

(備考) 諮向事項答申ニ関スル委員ハ今井、今沢、池田、貞松、坂谷、坂田、中田、武藤、永山、山中ノ十人ナリ

### 品 圖書館令

明治三十二年十一月勅令第四百二十九号 葬令  
 同 三十九年勅令第二百七十四号  
 同 四十三年勅令第二百七十八号  
 大正十年第三百三十六号

改正

- 第一條 北海道庁縣郡市町村北海道及沖繩ニ於テハ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閲覧ニ供セムカ爲圖書館ヲ設置スルコトヲ得
- 第二條 明治二十六年勅令第三十三号ノ規定ハ図書館ニ関シテ之ヲ準用ス
- 第三條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ圖書館ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 圖書館ハ公立学校又ハ私立学校ニ附設スルコトヲ得
- 第五條 圖書館ノ設置齊止ハ其ノ道府縣立ニ係ルモノハ文部大臣、其ノ他ノ公立ニ係ルモノハ地方長官ノ認可ヲ受ケ、其ノ私立ニ係ルモノハ地方長官ニ附申スヘシ
- 第六條 公立圖書館ニ於テハ圖書閲覧料ヲ徴收スルコトヲ得  
 (参照) 明治二十六年勅令第三十三号ハ中学校高等女学校実業学校設置ノ爲町村学校組合ヲ設クルコトヲ得ル規定ナリ

五、圖書館令施行規則

(明治四十三年六月三十日  
文部省令第十八号)

圖書館令施行規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

圖書館令施行規則

第一條

圖書館令第五條ニ依リ公立圖書館ヲ設置セントスルトキハ管理者ヨリ左ノ事項ヲ具シ道府縣立圖書館ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ公立圖書館ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一、名稱

二、位置

三、經費及維持ノ方法

四、敷地建物ノ坪數及圖面

五、開館年月日

六、館則

私立圖書館ニ在リテハ設立者ヨリ前項ノ事項ヲ地方長官ニ所申スヘシ

第二條

名稱、位置、敷地、建物又ハ館則ノ変更

道府縣立圖書館ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ圖書館ニ在リテハ地方長官ニ所申スヘシ

第三條

道府縣立圖書館ノ經費豫算ハ文部大臣ニ其ノ他ノ公立圖書館ノ經費豫算ハ地方長官ニ毎會計年度開始前ニ所申スヘシ

附則

明治三十九年文部省令第十九号ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
(参照) 明治三十九年文部省令第十九号ハ圖書館ニ關スル規定ナリ

五、公立圖書館職員令

(大正十年七月二十日  
勅令第三百三十六号)

第一條

公立圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長

司書

書記

第二條

館長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス地方長官ノ監督ヲ承ケ館務ヲ掌  
聖シ所屬職員ヲ監督ス

司書ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス館長ノ指揮ヲ承ケ圖書ノ整理、  
保存及閲覧ニ関スル事務ヲ掌ル

第三條

書記ハ判任官ノ待遇トス、館長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス  
奏任官待遇ノ館長及司書ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス  
一、文官任用令第五條第一項ノ規定ニ依リ高等文官ト爲ルノ資格ヲ  
有スル者

二、学位ヲ有スル者又ハ大学令ニ依ル大学ノ学部長ハ帝國大学分科  
大学ヲ卒業シ学士ト稱スルコトヲ得ル者

三、專門学校、高等学校高等科、大学令ニ依ル大学ノ预科又ハ高等  
学校大学预科ヲ卒業シ二年以上判任官待遇以上ノ職ニ在リテ教  
育又ハ圖書ニ関スル事務ニ從事シタル者

四、五年以上判任官待遇以上ノ職ニ在リテ教育又ハ圖書ニ関スル事  
務ニ從事シ月額八十圓以上ノ俸給ヲ受ケタル者

五、圖書ニ関シ特別ノ学識経験アル者ニシテ高等試験委員ノ銓衡ヲ  
經タル者

第四條

判任官待遇ノ館長、司書及書記ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ  
任用ス

一、文官任用令第六條ノ規定ニ依リ判任文官ト爲ルノ資格ヲ有スル  
者

二、前條第二号乃至第五号ニ該當スル者

三、三年以上教育又ハ圖書ニ関スル公務ニ從事シタル者

四、圖書ニ関シ学識経験アル者ニシテ普通試験委員ノ銓衡ヲ經タル  
者

第五條

奏任官待遇職員ノ任免ノ奏薦宣行ハ奏任官ノ例ニ依リ判任官待遇職  
員ノ任免ハ判任官ノ例ニ依ル

第六條

奏任官待遇職員ノ待遇相当官等ハ館長ニ在リテハ高等官四等以下ト  
シ司書ニ在リテハ高等官五等以下トス  
判任官待遇職員ノ待遇相当等級ハ判任官一等乃至四等トス

第七條

文部大臣ノ指定スル図書館ノ館長ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功績アル者ハ特ニ高等官三等ノ待遇ト爲シ年額七百円以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第八條

高等官々等俸給令第四條及第五條第一項ノ規定ハ奏任官待遇ノ公立図書館職員ニ之ヲ準用ス

第九條

他ノ官職ニ在リタルモノニシテ奏任官待遇買タルモノニ付テハ他ノ官職ニ付受ケタル待遇ハ之ヲ本令ニ依リ受ケタル待遇ト看做ス公立図書館員ノ俸給ハ別表ニ依ル但シ他ノ官職ニ在ル時ハ俸給ヲ給セス又ハ別表ニ掲ケル最低額以下ノ俸給ヲ給スルコトヲ得

第十條

公立学校職員俸給令第十條乃至第十五條及第十六條乃至第十八條ノ規定ハ公立図書館職員ニ付之ヲ準用ス

第十一條

公立図書館員ノ分限ニ關シテハ公立学校職員ノ例ニ依ル

一級俸
二級俸
三級俸
四級俸
五級俸
六級俸
七級俸
八級俸
九級俸
十級俸
十一級俸
十二級俸
十三級俸

三、一〇〇円
二、八〇〇
二、六〇〇
二、四〇〇
二、二〇〇
二、〇〇〇
一、八〇〇
一、六〇〇
一、四〇〇
一、三〇〇
一、二〇〇
一、一〇〇
一、〇〇〇

奏任官待遇職員年俸

判任官待遇職員月俸

一四〇円
一二〇
一一〇
一〇〇
九〇
八〇
七〇
六〇
五五
五〇
四五
四〇
三五

五七 圖書館設立ニ関スル注意事項

明治四十三年二月廿五日 宮城縣訓令甲第五号

縣立學校、郡市役所、町村役場、郡市町村立學校

近來公立私立ノ圖書館又ハ圖書館閲覧所ノ類漸次多キヲ加フルノ狀アルハ洵ニ喜フヘキ現象ニシテ將來益々之ヲ普及スルト共ニ内容ノ改善整備ヲ圖ラザルヘカラス縣立圖書館ニ於テ本年度ヨリ巡回文庫ヲ實施セルモ、亦此ノ目的ヲ達スルノ一助ヲラシメントセシニ外ナラス依テ左ニ圖書館ノ施設ニ関シ特ニ注意ヲ要スル事項ヲ掲ケ以テ大體ノ標準ヲ示サントス

圖書館ノ施設ハ規模ノ大小ニ應シテ取捨斟酌宜シキヲ得サルヘカラス近時設立セラルル通俗圖書館又ハ小學校ニ附設スル圖書館青年團體ノ事業タル圖書加算所ノ類施設其ノ宜シキヲ得ルトキハ小學校及青年並家庭ノ教育ヲ裨補スル上ニ於テ莫ノ利益鮮少ニアラサルヘシ而シテ此ノ類ノ圖書館ニアリテハ健全有益ノ圖書ヲ選採スルコト最モ肝要ナリトス

故ニ成ルヘク其ノ施設ヲ簡易ニシ主トシテカヲ有益ナル圖書ノ蒐集ニ用ヒンコトヲ要ス若シ夫レ相當ノ資カヲ有シ完全ナル圖書館ヲ設立セントスルモ

ノニアリテハ地方ノ實況ニ應シ成ルヘク此ノ標準ニ準據シテ適當ノ施設ヲ為スヲ可トス

學校又ハ郡市町村ニ於テ自ラ經營スルト他ノ經營ヲ指導スルトヲ向ハス克ク此ノ趣旨ヲ体シ充分ノ效果ヲ收メンコトヲ期スヘシ

圖書館設立ニ関スル注意事項

一、圖書館ハ學術研究ニ資スルト共ニ一般公衆ノ讀書趣味ヲ涵養シ其ノ風尚ヲ高メ其智徳ヲ進ムルノ用ニ供スルモノナレハ圖書館ノ種類目的ニ應シテ適當ニシテ有益ナル書籍ヲ撰採蒐集センコトヲ要ス通俗圖書館ニ在リテハ殊ニ然リトス依テ其ノ蒐集スヘキ書籍ハ勿論兵ノ寄贈ニ係ルモノ、如キモ一般公衆殊ニ青年兒童ノ閲覧ニ供スヘキ雜誌類ニ就キテハ充分取捨選採ニ注意シ最モ健全ニシテ有益ナルモノヲ送マテ閲覧用ノ書目ヲ調整スヘシ

一、便宜ノ方法ニ依リ時々一般又ハ關係ノ類似セル圖書館主任ノ會議ヲ開キ或ハ通信等ニ依リ其ノ閲覧ニ供スヘキ圖書ノ種目ニ関シ標準ヲ議定スルヲ要ス

一、図書館ハ單ニ其ノ地方ニ古來存在セル古書類ヲ収容シ又ハ寄贈ヲ受ケテ之ヲ閲覧セシムルニ止マラス常ニ有益ナル新刊圖書ノ増加ヲ図リ館内ニ於テ閲覧ニ供スルハ勿論廣ク館外ニ貸出シ稍々規模ノ大ナル図書館ニアリテハ或ハ分館ヲ設ケ或ハ巡回文庫ノ制ヲ立ツル等成ルヘク地方一級ニ書籍ノ收給ヲ図ランコトヲ要ス

一、図書館ハ一級公衆ノ智識ヲ進メ修養ニ資スヘキハ勿論ナリト雖モ特ニ學校及専攻並公私團體ト相俟テ教育ノ効果ヲ收ムルコトニ務メ或ハ學校ト聯絡シテ教員ノ学科教授上ニ於ケル参考ニ供シ或ハ家庭並ニ公私團體ニ對シテ英ノ子弟團員等ヲシテ兩方ナル書籍ヲ手ニヒサル習慣ヲ養成セシムヘシ

一、図書館ハ土地ノ情况及讀者ノ種類ニ應シ適切ナル圖書ノ選択ヲ為ササルヘカラス例ヘハ工業地ニハ工業ニ商業地ニハ商業ニ農業地ニハ農業ニ関シ各必要ナル圖書ヲ供給スルカ如シ又其ノ所在地方ニ屬スル圖書記録並ニ其ノ地方人士ノ普及ヲ蒐集スルコト最肝要ナリトス

一、図書館ヲ建設セントスルニ方リテ府縣廳所在地其ノ他稍々大ナル市街地

ニ在リテハ其敷地ハ主トシテ交通、風致衛生ノ諸方面ヨリ觀察シテ最モ適當ナル場所ヲ選ヒ其ノ建築ハ閲覧、管理、衛生上ノ便ヲ圖リカメテ外觀ノ虚飾ヲ去リ質素堅牢ヲ旨トスヘシ而シテ土地ノ状況ニ依リ図書館ノ敷地ヲ交通ノ便ナル所ニ求メ雖モキハ分館又ハ巡回文庫ノ制ニ依リ其ノ缺點ヲ補足スルヲ可トス

一、図書館ノ設備ハ概ネ左ノ各号ニ依ルヘシ但シ簡易ナル図書館並ニ小学校等ニ附設スルモノハ此ノ例ニ依ルコトヲ要ス

一、図書館ハ閲覧室書庫及事務室ヲ区分スルヲ可トス其他地方ノ必要ト經費ノ多少トニ應シ或ルヘク児童室、婦人室、特別閲覧室、休憩室、製本室、使丁室等ヲ設クルヲ使トス

二、閲覧室ノ構造ハ主トシテ通風及採光ニ注意スヘク書庫ハ成ルヘク煉瓦造又ハ土藏造トシ廊下ヲ以テ閲覧室ニ接續セシメ點燈其他必要己ムコトヲ得サル場合ノ外火災ヲ畏ノ内ニ入レサルヲ可トス書庫ノ天床トノ距離ハ九尺乃至十尺トシ書函ト側壁トノ間隔及書函ト書函トノ間隔ハ共ニ約ニ尺五寸トシテ之ヲ通路ニ充ツルヲ可トス

- 三、器具ハ閲覧室用卓子、椅子、圖書出納台、牌子目錄函、函書台、貸出目錄函ノ類ニシテ實際ノ必要ニ應シ成ルヘク之ヲ具備スルヲ可トス
- 四、帳簿目錄類ハ事務用トシテ圖書架簿、函架目錄、事務用牌子目錄、貸出牌子目錄等ニシテ閲覧用トシテ件名目錄、洋書着者目錄、同分類和洋書々名目錄同分類等ニシテ實際ノ必要ニ應シ成ルヘク之ヲ具備スルヲ可トシ而シテ目錄類ハ標準函架目錄ノ類ヲ除クノ外成ルヘク一般ニ牌子式ニ依リ帳簿記入式ニ依ラサルヲ使トス。

六、宮城縣圖書館規程

(大正二年二月七日) 告示第八三號

治 車

(大正八年十月) 告示第四四五號改正

- 第一條 宮城縣圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク  
館長 司書 書記
- 第二條 館長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス
- 第三條 司書ハ館長ノ命ヲ承ケ圖書、記録ノ整理、保存及閲覧ニ関スル事務ニ従事ス
- 第四條 書記ハ館長ノ命ヲ承ケ庶務、會計ノ事務ニ従事ス
- 第五條 圖書、記録ノ送定若シクハ分類等ニ関シ必要アルトキハ館長ハ知事ノ許可ヲ得テ臨時ニ囑托員ヲ置クコトヲ得

附則

本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス

七、宮城縣圖書館館長職務章程

(大正二年二月七日) 訓令乙第三三號

沿革 (大正八年十月告示第四四五号改正)

第一條 館長ハ特別ノ規定アルモノ、外此ノ規定ニ依リ其ノ職務ヲ執行スヘシ

第二條 左ノ事項ニ関シ館長ハ意見ヲ知事ニ具申スルコトヲ得

一、圖書館々則ノ設定及改廢

二、職員ノ進退賞罰並縣外出張

第三條

左ノ事項ハ知事ノ認可ヲ受ケ館長之ヲ施行ス但シ臨時休館ニシテ急連ヲ要スル場合ハ處分後直ニ報告スルコトヲ得

一、臨時休館

二、職員ノ額伺

第四條

左ノ事項ハ館長之ヲ專行ス但シ第一号乃至第四号ハ處分後知事ニ附申スヘシ

一、館内細則ノ設定改廢

二、職員ノ縣内出張

三、職員ノ除服出仕

四、豫算ノ定額内ニ於テ使用スル雇員ノ進退賞罰  
五、圖書ノ選擇購入  
六、成規ニ依ル拒則者處分

第五條 館長事故アルトキハ上席司書其職務ヲ代理スヘシ

第六條 前各條ニ明記セサル事項ト雖モ重要ト認ムルモノハ經伺ノ上處分スヘシ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十二年七月訓令四十二号館長職務章程ハ本規定施行ノ日ヨリ廢止ス

宮城縣圖書館々則

(大正二年二月八日 縣令第一〇号)

大正三年三月縣令第一二号

同 四年四月縣令第一五号

同 五年八月縣令第二八号



沿革

同七年三月勅令第一六号  
 同九年二月勅令第一〇号  
 同十三年六月勅令第三十七号  
 昭和二年七月勅令第六十三号ニテ改正

第一章 總則

第一條

第二條

本館ハ内外古今ノ圖書ヲ蒐集保存シ以テ公眾ノ閲覧ニ供ス  
 本館開所時限左ノ如シ但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ  
 自四月 午前八時開館午後九時閉館  
 自九月 午前八時開館午後九時閉館  
 自十月 午前九時開館午後九時閉館  
 至翌年三月

第三條

兒童閲覧室及博物館列室ノ閉鎖時限ハ別ニ之ヲ定ム  
 定期休館日左ノ如シ但臨時休館日ハ其ノ都度之ヲ定ム  
 歳首 一月一日ヨリ一月五日マテ  
 紀元節 二月十一日

天長節 四月二十九日

明治節 十一月三日

創立記念 七月二十五日

館内掃除日 月曜

曝書期 十一月十日前

歳末 十二月二十九日ヨリ同月三十一日マテ

第四條

年齢七歳未満ノ兒童スハ館内ノ秩序ヲ紊シ若クハ靜肅ヲ害スル虞アリト認めタル者ハ入館ヲ許サス

第五條

本館ニ功勞アル者又ハ館長ニ於テ適當ナリト認めタル者ニハ優待券ヲ贈與スルコトアルヘシ

第六條

優待券ハ圖書ノ携出ニ関シ携出券ト同一ノ効力ヲ有ス  
 借覽中圖書ヲ亡失スハ汚損シタル者ハ館長ノ指定ニ從ヒ現品若クハ相当ノ代金ヲ以テ之ヲ弁償セシム

第七條

前項弁償ノ義務ヲ了セサル間ハ本館ノ圖書ヲ借覽スルコトヲ許サス  
 本館ノ規定ニ違背シタル者又ハ館員ノ指示ニ從ハサル者ハ退館セシ

第八條

ノ其ノ情状ニ依リ期限ヲ定メ入館ヲ禁スルコトアルヘシ  
第二章 圖書閲覧

第九條

第十條

圖書ヲ閲覧セムトスル者ハ閲覧票ニ指定ノ事項ヲ記入シ圖書ヲ借  
受ケ返館ノトキ之ヲ返納スヘシ  
同時ニ閲覧スルコトヲ得ヘキ圖書冊数ハ左ノ定限内トス  
甲種優待券ヲ有スル者 冊数ニ制限ナシ  
乙種優待券ヲ有スル者  
五種 和裝 十五冊  
洋裝 五冊  
普通閲覧者  
三種 和裝 九冊  
洋裝 三冊  
兒童  
一種 一冊

前項圖書ノ冊数ハ和洋併借スル場合ハ和裝三冊ヲ以テ洋裝一冊ニ  
算ス

第十一條

圖書ノ閲覧ハ年齢十二歳未満ノ者ニ在リテハ兒童閲覧室其ノ他ノ  
者ニ在リテハ普通閲覧室ニ於テスヘシ但シ館長ノ特許ヲ得タル者

ハ此ノ限ニアラス

第十二條

第三章 圖書携出

第十三條

本館所蔵ノ圖書ヲ携出借覽セムトスル者ハ圖書携出券ノ交付ヲ出  
願スヘシ

第十四條

圖書携出券ノ交付ヲ出願シ得ル者ハ年齢十五歳以上ニシテ本館内  
ニ居住スル者タルヘシ

第十五條

圖書携出券ノ交付ヲ出願セムトスルトキハ弘台市ニ居住シ直接國  
稅年額三四以上ヲ納ムル成年者ヲ保證人トシ携出閲覧料・印鑑及  
第二号書式ノ證書ヲ添ヘ第一号書式ノ願書ヲ館長ニ差出スヘシ

第十六條

圖書携出券ノ有効期間ハ交付ノ日ヨリ起算シ一ケ年トス

第十七條

圖書携出券ヲ亡失シタルトキハ直ニ其首館長ニ届出再渡ヲ出願ス  
ヘシ

第十八條

携出閲覧料ハ一ケ年金五円トス但前條ニ依ル再渡ノ場合ハ其都度  
手数料金貳拾錢ヲ納付スヘシ前項料金ノ納付後何等ノ事由アルモ

第十九條

之ヲ返付セス  
携出閲覧人本縣ニ住居セサルニ至リタルトキハ爾後其ノ携出券  
ヲ無効トス

第二十條

前項ノ場合ニ於テハ三日以内ニ携出券ヲ返納スヘシ  
第十七條又ハ前條ノ手續ヲ怠リタルカ爲本館ニ携券ヲ與ヘシ  
場合ハ該携出券記念者若クハ保證人ニ於テ之カ賠償ノ責ニ任ス  
ヘシ

第二十一條

携出シ得ヘキ圖書ハ其携出圖書以外ノモノニ限レ但某携出圖書  
以外ノモノト雖モ本館ノ都合ニ依リ携出シ許ワ、ルゴトアルハ  
シ

第二十二條

圖書ヲ携出シ又ハ返納セントスルトキハ優待券若クハ携出券ヲ  
添員ニ差出スヘシ

第二十三條

携出ニ際シテハ携出閲覧票ニ指定ノ事項ヲ記入捺印スヘシ  
同時ニ携出シ得ヘキ圖書冊数ハ左ノ定限内トス  
和装ニ在リテハ 二種 六冊

第二十四條

洋装ニアリテハ 二種 二冊  
前項圖書ノ冊数ハ和洋併借スル場合ハ和装三冊ヲ以テ洋装一冊  
ニ算ス

第二十五條

圖書ノ携出期限ハ十日トス但シ本館ノ都合ニ依リ期間内ト雖モ  
返納セシムルコトアルヘシ

第二十六條

携出圖書ノ冊数又ハ圖書携出期間ニツキ館長ノ特許ヲ受ケ又ハ  
前條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第二十七條

携出券、優待券若クハ携出圖書ハ他人ニ貸與スルコトヲ許サス  
携出圖書ノ返納ヲ怠リ又ハ前條ノ規定ニ違反シタル者ハ爾後其  
ノ携出券、優待券ヲ無効トス

第四章 巡回文庫

第二十八條

巡回文庫ハ市役所、町村役場、公私立学校、公私立図書館中ニ  
ツキ之ヲ廻付シ地方公衆ニ圖書閲覧ノ便ヲ與フルモノトス

第二十九條

第五章 圖書寄贈

巡回文庫取扱ニ關スル手續ニ就テハ別ニ之ヲ定ム

第三十六條

圖書ヲ寄贈セントスル者ハ其ノ圖書名、頁數、價格、住所氏名ヲ記載シタル書面ヲ差出シ添々館長ノ許諾ヲ得現品ヲ送致スヘシ

第三十七條

寄贈ヲ受ケタル圖書ニハ寄贈者ノ氏名及寄贈ノ年月日ヲ標記シラ其ノ好意ヲ永遠ニ傳フ但シ匿名者又ハ第三十六條ニ依リ許諾ヲ得サル者ノ寄贈ニ係ル圖書ハ適宜ノ處置ヲナスヘシ

第三十八條

圖書ノ寄贈ニ要スル費用ハ寄贈者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ館費ヲ以テ支辨スルコトアルヘシ

第六章 圖書委託

第三十九條

公衆ノ閲覧ニ供スル目的ヲ以テ本館ニ圖書ヲ委託セントスル者ハ委託願書ニ其ノ目錄、冊數、住所、氏名ヲ詳記シ館長ノ承諾ヲ得タル後現品ヲ送付スヘシ

第四十條

前項圖書ニ対シテハ本館ヨリ受託證ヲ交付ス委託圖書ノ運賃ハ委託者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ館費ヲ以テ支辨スルコトアルヘシ

第四十一條

委託圖書ハ本館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲ為スヘシ但シ館外ノ携出ヲ許サス

第四十二條

委託圖書ハ委託者ノ請求又ハ本館ノ都合ニ依リ隨時之ヲ返付ス

第四十三條

委託圖書ヲ毀損又ハ亡失シタルトキト雖モ本館ノ重大ナル過失ニヨルニアラサレハ其ノ責ニ任セス

(第一聯書式)

携出券交付願

私儀貴館ノ圖書携出閲覧致度候ニ付携出券御交付相成度別紙保證書印鑑及携出閲覧料相添此段相願候也

住所、族籍、職名

年月日

氏

名

印

宮城縣圖書館長氏名殿

(第二證書式)

多  
入  
入  
紙

證  
書

私儀貴館ノ圖書携出閱覽許可相成候ニ就ラハ貴館則テ遵守可致ハ勿論  
携出圖書ノ亡失又ハ汚損シタル場合ハ御指示ニ従ヒ拙者又ハ保證人ニ於  
テ辨償可致候也

年月日

本人 氏

名

印

住所、族籍、職業

生年月日

住所、族籍、職業

保證人 氏

名

印

生年月日

宮城縣圖書館長氏名殿

右保證人ハ直接国税年額參四以上ヲ納ムル者ニ相違無之候也

年月日

仙台市長

氏

名

印

六、宮城縣圖書館處務細則 (大正二年二月七日設立)

沿革 (大正八年十一月告示第四四五号改正)

第一章 分科

第一條 本館ニ在ノ係ヲ置ク

- 一、目錄係
- 一、藏書係
- 一、貸付係
- 一、巡回文庫係
- 一、博物係
- 一、會計係
- 一、庶務係

第二章 分掌

第二條 各係ノ分掌事項左ノ如シ

目錄係

- 一 購入廢棄寄贈及委託圖書ノ調査送取ニ関スル事項
- 一 目錄・編成整理ニ関スル事項

藏書係

- 一 圖書ノ收受整理保管ニ関スル事項
  - 一 書庫ノ整理ニ関スル事項
  - 一 圖書採集ノ保管整理ニ関スル事項
  - 一 藏書印ノ保管ニ関スル事項
  - 一 製本裝釘ニ関スル事項
  - 一 藏書ノ統計ニ関スル事項
- 貸付係
- 一 閱覽室ノ設備整理及閱覽室用備品ノ保管ニ関スル事項
  - 一 圖書ノ出納及館外携出ニ関スル事項
  - 一 閱覽統計ニ関スル事項
  - 一 閱覽室内ノ揭示及閱覽案内ニ関スル事項

- 一 未裝釘ノ新聞・雜誌及講義録ノ整理保管ニ関スル事項
- 一 出納手ノ監督ニ関スル事項

巡回文庫係

- 一 巡回文庫ノ編成ニ関スル事項
- 一 巡回文庫ノ收受送還ニ関スル事項
- 一 巡回文庫ニ屬スル圖書ノ送取保管及整理ニ関スル事項
- 一 巡回文庫ノ統計ニ関スル事項

博物係

- 一 陳列品ノ送取及管理ニ関スル事項
- 一 陳列品ノ解説ニ関スル事項
- 一 陳列品ノ統計ニ関スル事項

會計係

- 一 經費豫算及決算ニ関スル事項
- 一 物品ノ購入及拂下ニ関スル事項
- 一 諸收入ノ徴収及支拂ニ関スル事項

- 一、 保證金ニ関スル事項
  - 一、 物品ノ出納保管修繕及整理ニ関スル事項
  - 一、 若器ニ関スル事項
  - 一、 電燈電話及給水ニ関スル事項
  - 一、 職工入夫其他備人ノ監督ニ関スル事項
  - 一、 館内衛生及取締ニ関スル事項
  - 一、 會計ノ報告ニ関スル事項
- 庶務係
- 一、 館内ノ紀律及儀式ニ関スル事項
  - 一、 諸規則類ノ制定喪失ニ関スル事項
  - 一、 館印職印及鎖鑰ノ保管ニ関スル事項
  - 一、 文書收受整理ニ関スル事項
  - 一、 文書ノ整理保存ニ関スル事項
  - 一、 職員ノ顧問屆等ニ関スル事項
  - 一、 監視人及小使ノ監督ニ関スル事項

- 一、 年報及一覽其他諸報告ニ関スル事項
  - 一、 宛覽人受附及館外携出券交付ニ関スル事項
  - 一、 當宿直ニ関スル事項
  - 一、 優待券ニ関スル事項
  - 一、 評議員會ニ関スル事項
  - 一、 他係ノ主管ニ屬セサル事項
- 第三條、 各係ニ主任及係員ヲ置ク  
主任及係員ハ館長之ヲ命ス
- 第四條、 主任ハ館長ノ命ヲ受ケ所属事務ヲ主宰ス係員ハ主任ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス
- 第三章 處務順序
- 第五條、 各係主管ニ屬スル事務ノ執行又ハ處理ニ就キ館長ノ決裁ヲ受クヘキモノハ總テ司書ヲ經由スヘシ
- 第六條、 事務ノ主管ニ就キ疑アルモノハ館長ノ指定ニ據ルヘシ
- 第七條、 主管ニ屬スル文書ノ起草及繕書ハ各係ニ於テ之ヲ為スヘシ

第八條

各係主管ニ屬スル事務ニ就キ他係ニ内附スルモノハ特別ノ場合ヲ除クノ外其事務ニ直接關係アル係ニ合議スヘシ

第九條

前條合議ノ事件ニ就キ各係ノ意見合致セサルトキハ館長又ハ司書ノ指揮ヲ受クヘシ

第十條

緊急ノ事件ニシテ普通ノ手續ヲナスノ暇ナキトキハ館長又ハ司書ノ指揮ヲ受ケ便宜ノ處理ヲナスヘシ此場合ニ於テハ施行後直ニ所定ノ手續ヲナスヘシ

第十一條

文書ノ往復ハ館長名ヲ以テスヘシ但事ノ輕易ナルモノハ便宜館名ヲ以テスルコトヲ得

前項文書ニハ總テ左ノ符號ヲ付スヘシ  
一 圖號 略

第四章 圖書取扱手續

第十二條

目錄係ニ於テ購入又ハ廢棄スヘキ圖書ノ調査撰採ヲ了シタルトキハ注文又ハ廢棄目錄ヲ作成シ會計係ニ回付スヘシ會計係ニ於テ前項目錄ノ回付ヲ受ケタルトキハ直ニ購入又ハ廢棄ノ手續ヲナスヘシ

第十三條

購入圖書到達シタルトキハ藏書係之ヲ査檢捺印シ目錄係ノ分類決定ヲ受ケタル後之ヲ函架ニ排列スヘシ

目錄係ハ藏書係ヨリ前項ノ排列通知ヲ受ケタルトキハ直ニ各種ノ目錄ヲ整理スヘシ

第十四條

寄贈又ハ委託圖書ノ取扱ニ付テハ前二條ノ手續ヲ準用ス

第十五條

製本裝釘ノ手續ハ第十二條ノ規定ヲ準用ス

第五章 服務心得

第十六條

館員就職シタルトキハ直ニ履歷書及指所届ヲ差出スヘシ改氏名轉居ノトキ亦同シ

第十七條

館員ハ一定ノ時限迄ニ辭館シ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ

第十八條

館員病氣ノ為缺勤セントスルトキハ其事由ヲ申出館長ノ承認ヲ受ケ遲延早退簿ニ記入ヲ受クヘシ

第二十條

館員喪ニ服スルトキハ其統制ヲ詳記シ其首館長ニ届出ツヘシ

第二十一條

館員父母ノ祭日ニ當リ休暇セントスルトキハ其首館長ニ届出ツ



ハシ

第二十二條

館員轉地療養其ノ他ノ事由ニ依リ任地ヲ離レントスルトキハ其日限ヲ定メ豫メ館長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三條

館員ノ身上ニ關スル顧問届ニシテ知事ニ差出スヘキモノハ館長ヲ經由スヘシ

第二十四條

館員出張ヲ命セラレタルトキハ歸館後直ニ書面又ハ口頭ヲ以テ館長ニ後命スヘシ

第二十五條

館員事務繁劇又ハ急迫ヲ要スル事件アルトキハ休日又ハ時限外ト雖モ執務スヘシ

第二十六條

館員轉任又ハ休退職ノ場合ニ在テハ事務引継書ヲ作り館長ノ指命セル職員ニ引キ継ガ係主任ノ檢閲ヲ受ケ其旨達署ヲ以テ館長ニ届出ツヘシ

第六章 當直心得

第二十七條

當直ハ之ヲ分チテ日直及宿直ノ二トス

第二十八條

日曜、日直ハ司書及書記中ノ一名之ニ當リ其他休日、日直ハ職

員交代ヲ以テ之ニ當ツ

第二十九條

職員(司書及女子職員ヲ除ク)ハ交代ヲ以テ毎日一人宿直ノ任務ニ服務スヘシ

第三十條

日直ノ勤務ハ出勤時限ヨリ退館時限迄トシ宿直ノ勤務ハ館退時限ヨリ翌日出勤時限迄トス

第三十一條

當直員ハ文書及圖書ヲ收受シ監視人又ハ小使ヲ監督シ館内外ノ取締ニ任シ非常時表ノ場合ニアリテハ職權ノ處置ヲナスヘシ

第三十二條

當直員ハ其當直中ニ於ケル一切ノ事件ヲ當直日誌ニ記載シ收受ノ文書圖書ト共ニ次直又ハ主任者ニ引継クヘシ但シ至急ヲ要スルト認メタルモノハ直ニ相當ノ處置ヲナスヘシ

三 特別閱覽券交付規程 (大正七年三月八日設定)

第一條

本館特別閱覽室ニ於テ圖書ヲ閱覽セントスルモノニハ本規定ニ依リ

特別閱覽券ヲ交付スルコトアルヘシ

第二條

特別閱覽券ハ第十條書式ノ出願ニ依リ詮議ノ上交付ス

- 第三條 特別閲覧券ヲ有スルモノハ本館々則テ遵守スル外尚本規定ヲ遵守ス  
ヘシ
- 第四條 特別閲覧券ヲ有スルモノハ交付ノ日ヨリ滿六ケ月間特別閲覧室ニ於  
テ圖書ヲ閲覧スルコトヲ得
- 第五條 特別閲覧室ニ於テ圖書ヲ閲覧セントスルモノハ特別閲覧券ヲ交付係  
ニ示シ指揮ヲ受ケ出入スヘシ尚本券ハ館員ノ請求アル場合ハ何時ニ  
テモ之ヲ提示スヘシ
- 第六條 特別閲覧券ヲ有スルモノト雖モ本券ヲ持參セサルトキハ特別閲覧室  
ニ入ルコトヲ得ス
- 第七條 特別閲覧券ヲ他人ニ貸与シタルトキ若シクハ館員ノ指揮ニ從ハサル  
トキハ爾後無効トス
- 第八條 原籍及住所ニ變更アリタルトキ又ハ特別閲覧券紛失ノ際ハ直ニ届出  
ツヘシ
- 第九條 特別閲覧室ハ夜間之ヲ閉カス但前用時向ハ其都度之ヲ定ム
- 第十條 特別閲覧券交付願ハ左ノ様式ニ依ル

特別閲覧券交付願

原籍、府縣郡市町村番地族籍戸主又ハ何某何男（弟）  
 現住所 仙台市丁番地（何某方止宿）  
 所屬官公署職名 在籍又ハ出身學校名

氏名  
 生年月日

右ハ御館々則及特別閲覧規定遵守可致候間特別閲覧券御交付相成度  
 此段及御願候也

年月日

氏名

宮城縣圖書館長殿

宮城縣圖書館巡回文庫取扱手續

宮城縣圖書館巡回文庫取扱手續

訓令甲第四十五号（昭和二年十二月九日）



閲覧ヲ停止シ應急修理ヲナス等適宜ノ措置ヲ為スベシ  
 第十四條 巡回文庫ノ送達ニ當リ文庫箱ニ損傷ヲ生シタル場合ハ速ニ修繕ヲ  
 加フベシ其修繕ニ要シタル費用ハ縣ニ請求ノ上交付ヲ受クベシ  
 第十五條 文庫廻付ニ要スル費用ハ請求ニ依リ縣ニ放テ支辨スルモノトス  
 第十六條 小学校長ハ前月ノ圖書閲覧ノ状況ヲ調査シ毎月十日限リ第四号表  
 ニ依リ知事ニ報告スベシ

第一号表

巡回文庫交付區域及廻付順位

第一區 (三十六箇町村)	鮎川村	大原村	荻浜村	女川町	(第一分區)
	渡波町	稻井村	石巻町	蛇田村	(第二分區)
	鷹來村	赤井村	廣瀬村	須江村	(第三分區)
	鹿又村	大谷地村	二俣村	飯野川町	(第四分區)
	橋浦村	大川村	十五浜村	十三浜村	(第五分區)
	戸倉村	横山村	柳澤所	桃生村	(第六分區)

豊里村	中津山村	前谷地村	北村	(第七分區)
大塩村	小野村	野蒜村	宮戸村	(第八分區)
浦戸村	七ヶ浜村	塩釜町	利府村	(第九分區)
第二區 (三十六箇町村)	新月村	気仙沼町	鹿折村	(第一分區)
	大島村	松岩村	階上村	(第二分區)
	仰蘇村	小泉村	歌津村	(第三分區)
	入谷村	米谷町	米川村	(第四分區)
	上沼村	石森町	浅水村	(第五分區)
	吉田村	室江村	佐沼町	(第六分區)
	新田村	南方村	米山村	(第七分區)
	飽嶽村	元涌谷村	涌谷町	(第八分區)
	不動堂村	南郷村	鹿島台村	(第九分區)
第三區 (三十六箇町村)	石越村	若柳町	大岡村	(第一分區)
			有賀村	(第一分區)

萩野村	金成村	沢辺村	津久毛村	(第二分區)
備矢崎村	岩ヶ崎村	栗駒村	文字村	(第三分區)
花山村	長崎村	金田村	鶯沢村	(第四分區)
尾松村	姫松村	一迫町	築館町	(第五分區)
宮野村	富野村	志波姫村	畑岡村	(第六分區)
玉沢村	藤里村	沼部村	田尻町	(第七分區)
高清水町	清瀧村	長岡村	富永村	(第八分區)
中卒村	北浦村	敷玉村	松山町	(第九分區)

第四區(三十二箇町村)

鬼首村	鳴子町	川渡村	一栗村	(第一分區)
真山村	岩出山所	西大崎村	東大崎村	(第二分區)
宮沢村	荒雄村	古川町	志田村	(第三分區)
廣原村	須美石村	宮崎村	小野田村	(第四分區)
中新田町	色麻村	鳴瀬村	高倉村	(第五分區)
三本木所	下伊場野村	大松沢村	柏川村	(第六分區)

大谷村	鶴巢村	落合村	大衝村	(第七分區)
吉岡村	吉田村	宮床村	富谷村	(第八分區)

第五區(三十二箇町村)

七ヶ宿村	小原村	白石町	福岡村	(第一分區)
宮村	金ヶ瀬村	白川村	大駕沢村	(第二分區)
大平村	弁川村	越河村	耕野村	(第三分區)
大張村	西根村	比那村	桜村	(第四分區)
前田町	館山村	枝野村	藤尾村	(第五分區)
東根村	規木町	船岡村	大河原町	(第六分區)
沼辺村	圓田村	村田町	川崎村	(第七分區)
富岡村	生出村	秋保村	廣瀬村	(第八分區)

第六區(三十二箇町村)

金山村	丸森町	華南村	大内村	(第一分區)
小存村	坂元村	山下村	吉田村	(第二分區)
荒浜村	豆塚町	逢瀬村	岩沼町	(第三分區)

第二号表

千賀村	發高村	高館村	西多賀村	(第四分區)
長町	中田村	船田町	船越村	(第五分區)
玉浦村	下増田村	東多賀村	六郷村	(第六分區)
七郷村	高砂村	多賀城村	岩切村	(第七分區)
原町	七北田村	根白石村	大沢村	(第八分區)
刈田郡	宮村邊刈田小学校			
同	七ヶ浜村岡小学校			
同	園田村園田小学校			
柴田郡	村田町村田小学校			
同	槻木町槻木小学校			
同	富岡村菅生小学校			
伊兵郡	藤尾村尾山小学校			
同	味根村味根小学校			

伊兵郡	西根村西根小学校
同	籠夫向村籠山小学校
三理郡	山下村山下小学校
同	吉田村吉田小学校
同	送隈村送隈小学校
宮城郡	塩釜町塩釜小学校
同	大沢村大沢小学校
同	根白石村根白石小学校
同	松島村松島小学校
同	七郷村七郷小学校
同	高砂村高砂小学校
同	多賀城村笠神小学校
同	七ヶ浜村亦衆小学校
同	浦戸村浦戸小学校
黒川郡	富谷村富谷小学校

黒川郡 大衛村大衛小学校  
 加美郡 小野田村東小野田小学校  
 同 色麻村色麻小学校  
 同 廣原村広原小学校  
 志田郡 敷玉村敷玉小学校  
 玉造郡 一栗村池月小学校  
 遠田郡 南郷村南郷小学校  
 同 北浦村北浦小学校  
 同 鹿嶽村小里小学校  
 栗原郡 若柳町若柳小学校  
 同 清瀬村清瀬小学校  
 同 萩野村有馬小学校  
 同 有賀村武輪小学校  
 同 高矢崎村高矢崎小学校  
 同 花山村花山小学校

栗原郡 文字村文字小学校  
 登米郡 新田村新田小学校  
 同 北方村北方小学校  
 同 米山村米岡小学校  
 同 吉田村桜岡小学校  
 同 上沼村上沼小学校  
 同 錦織村錦織小学校  
 桃生郡 前谷地村前谷地小学校  
 同 中津山村新田小学校  
 同 十五浜村雄勝小学校  
 牡鹿郡 石巻町石巻小学校  
 同 女川町女川小学校  
 同 稻井村稻井小学校  
 同 萩浜村萩浜小学校  
 同 大原村大原小学校





			昭和 午 前 時	發 送
			昭和 午 後 時	受 領
		同上但「何々」何冊破損不紛失等	圖書 冊 別 紙 目 録 通	記 事
			何 郡 何 々 小 学 校 長 氏 名	送 着 者 氏 名
			印	記 印
		何 郡 何 々 小 学 校 長 氏 名		受 領 者 氏 名
			印	記 印

巡回文庫受渡簿 第 第 號

團員外ノ女子 何 名  
男女学校生徒 何 名

一、 閱覽者延人数(同上)

一、 事故ノ有無 前庫當時ニ於ケル事故  
 閱庫當時ニ於ケル事故

右及報告候也

事故簿

年月日	図書名	事	故	事故発生場所	管理者氏名	認印

巡回文庫ニ関スル件

教第四九六三號学務部長通牒（昭和二年十二月廿三日）

小学校長宛

今般本縣図書館々則中巡回文庫ニ関スル條項改正セラレ新ニ本月九日宮城縣訓令甲第四十五號ヲ以テ巡回文庫取扱手續規程相成能ニ巡回ヲ開始致候ニ付其ノ取扱ハ本規程ニ依ルヘキハ勿論ナレトモ尚左記事項特ニ御留意、上萬遺憾無之様御取計相成度

- 一、文庫、回付ヲ受ケタルトキハ直ニ目錄ヲ復写シ町村内適當ノ場所ニ公示シ廣ク一般ニ周知セシムルコト
  - 二、閲覧期間ハ一町村一ヶ月ニシテ短期間ナレバ青年團、補習学校、青年訓練所、中等学校其他團體等ト豫メ其ノ閲覧方法ヲ協定シ置キ文庫到達、上ハ間断ナク閲覧セシムルコト
  - 三、図書ハ之ヲ懇切丁寧ニ取扱ヒ可成損傷セザル様閲覧セシムルコト
  - 四、文庫ノ引継期日ハ特ニ之ヲ勵行スルコト、然シテ受渡ノタメ多クノ日子ヲ要スルトキハ次位閲覧学校ニ於ケル閲覧期間短縮セラルコトトナルヲ以テ文庫ノ送還ニ際シテハ便宜ノ方法ニ依リ速達ノ途ヲ講スルコト
  - 五、第十四條及第十五條ニ依リ費用ノ交付ヲ受ケントスルトキハ請求書ヲ檢シ送付スルコト縣ニ於テハ右請求入ニ付シ直接交付スヘシ
  - 六、文庫引継ノ場合ハ相当手續ヲナシタル上図書目錄、事故簿、文庫受渡簿ヲ文庫ニ封入シ之ニ鎖鑰ヲ施シ鍵ハ別ニ嚴封トナシ發送ノコト
- 但シ鉄道便ニ依ル場合ハ鍵ハ郵送スルモノトス



計	一三、四九七	五、五九〇	五、二五五	二、二三六	七、六八一	八三、四八九
---	--------	-------	-------	-------	-------	--------

總計 十一万七千七百四十八

同

(昭和四年度分)

	昭和四年一月分	青年團員	青年團外員	女子青年團員	女子青年團外員	男女學校生徒	閲覧者延人員
八月分	二九二	一二五	一三三	五五	一二三	三、二九九	
七月分	六九一	三六三	二九六	一一四	六二七	四、一四三	
六月分	六五二	二九四	二〇一	九七	三八七	五、四七八	
五月分	一、〇八六	五五七	三三二	二三四	七三九	三、八一九	
四月分	七八八	三四二	三四四	一一五	三三七	六、一一九	
三月分	五五九	一三四	一六一	九二	二八一	三、二五七	
二月分	八四一	三三一	二九二	一二〇	三七九	三、六六七	
一月分	一、〇〇七	四六二	三二一	一八二	二七七	四、五七五	

總計 七万一千七百四十六

宮城縣圖書館沿革略史

本館は實に明治十四年の創立にして其年七月二十五日開館を以て配元となす。抑其淵源するところを釋ゆるに維新前仙台城中には藩の書庫竝百九十四年前創立の藩技藝賢堂書庫(藏書二万卷)ありし外二百十六年前創立の龍宝寺法宝藏文庫(藏書一万六千卷)凡百三十八年前創立の塩釜名山藏文庫(藏書一万部)及び九十九年前創立にして公用圖書館の元祖ともいふべき青柳館文庫(藏書二万卷)等公私の圖書館設備ありて当時文化の維持發展に資せしが彼の明治戊辰

	九月分	二九四	二三一	一三六	九三	一五四	一、一五七
十月分	七七六	三〇九	一九六	一四五	二七六	四、六四〇	
十一月分	五九一	二〇六	二四九	五四	二六三	三、七三二	
十二月分	六八四	三二九	二五三	一一六	三七四	七、二〇三	
計	一八、二六一	三、七八三	二、九一四	一、四五七	四、二四二	五、〇八九	

の役後廢藩置縣の際に當り養賢堂の書庫も内務省に引渡され庫中の書籍は悉く公賣に附せられしのみならず私設文庫も亦不幸廢絶の悲運に接したれば何れの書籍も諸方に散逸して今日其の所在を明かにする能はずるは頗遺憾とする所なり。明治維新以来官民學事教育に熱注するや同六年仙台市國分町の書肆菅原安兵衛なるもの書籍賣所を開設し同八年官立師範学校の仙台へ現南品陳列所の位置に設置せらるゝや官私所在の圖書類を蒐集して同校備付となしたり。同十二年第六代目の師範学校長和久正辰同校附属書籍庫を公開して一般人士の閲覧に便せんことを企て縣立圖書館創設の議を当局に陳せしに縣令松平正臣氏大に之を任とし同十四年宮城書籍館を創立せられ同七年七月書籍館職制及事務章程を公布したり。

此月二十五日松平縣令和達(字嘉)書記官等塩場の上廂館式を奉行し茲に本館創立基礎確立す。當時全國圖書館の數僅に二十二、三を算する有様にて其の圖書館事業の創業時代に屬せり。

創立當時は独立館舎の設けなく師範学校書庫を以て書庫及事務室に充て同校講堂を以て閲覧室に充當したり。圖書は前述の如く官私諸方より蒐集したるもの

なるが就中其の大部を占むるは旧養賢堂所藏(七百七部七千八百八十五冊)、青柳館文庫所藏(四百六十三部三千二百九十冊)中僅に残存せるもの合計一千一百七十部一万一千一百七十五冊に過ぎざりき。

同十四年八月參議松方正義内務卿來館せらる。

同十五年八月職制及事務章程を改定す。九月新に圖書考出の規程を定む。十月

參議西郷(從道)農商務卿來館せらる。

同十七年十月土方(久元)内務大輔十一月山縣(有明)内務卿來館せらる。

同十八年七月米田(虎雄)萬里小路( )西待從來館せらる。

同二十年十月森(有禮)文部大臣來館せらる。

同二十一年三月渡辺(洪基)大學總長來館せらる。

同二十五年十二月宮城師範学校新築竣切移轉(北一番丁に)せるを以て其旧校舍に修繕を加へ移轉することとなり。

同二十六年一月移轉を了す即ち当市勾当台通二十八番地の館舎にして爾來明治四十四年迄使用せしもの即ち之なり。建坪九十二坪其主なる部分は閲覧室三十八坪書庫十二坪事務室圖書室廿坪等なり。

同二十七年物置一棟を新築す。  
 同二十八年九月旧師範学校附属小学校々舎一棟（東西十間南北四間）十月敷地七百七十二坪本館所屬に指定せらる。  
 同三十年六月本縣より明治二十七、八年戦役の戦利品三百二十二俵を交附せられたるに依り本館の一部に陳列して衆庶の鑑覽に供せり。  
 同三十一年十月北隣地七坪を本館敷地として増加す。  
 同三十二年八月敷地七坪の購入及物置一棟交附あり十一月勅令第四百二十九号を以て図書館令發布あり。  
 同三十四年二月物置一棟物産陳列場所屬に轉換せらる。  
 同三十五年五月菊地（大籠）大学總長末館せらる。  
 同三十六年三月館則を改正す。同十二月戦利品陳列場を廢して新に特別閱覽室及婦人閱覽室を設け従来の閱覽室を以て普通閱覽人及男児童閱覽室に充てたり。同三十九年十月勅令第二百七十四号を以て図書館令の改正あり。  
 同四十年二月事務用図書目錄をカード式に改む。四月図書館に基き本館名稱を宮城縣立図書館と改む。是より先き下條（幸次郎）本縣事務官本館改築の意圖

あり時の知事亀井英三郎氏亦大に是とす此の年図書館調査費五百円の豫算を立てたり。へ龜井知事は夙に社会教育に力を注ぎ当時の縣視學等に命じ縣廳及附近官公署の給仕等を集め読書算術の教授をなすしめたり。九月外國語学校教授伊東平藏氏及顧問を囑託し本館全般の改善進歩に就き調査研究する事とはなりぬ。

同四十一年五月龜井知事自道んで本館建築費百圓を寄附せられ一面には相良本縣事務官をして改築費の寄附募集をなすしむ。七月新に司書を置く。  
 同四十二年二月縣令を以て館則を改正し巡回文庫の規定を加ふ。四月其取扱手續を定め同月より各郡に文庫送附を開始す。七月縣令第二十九號を以て職制を定めらる。八月小学校の夏期休業に際し仙台市東二番丁小学校及亘理郡亘理小学校に児童用書類を貸付し短期の児童図書館を開始せり。十月小松原（英太郎）文部大臣末親閱覽の状況を視察せらる。従来本館に於て閱覽特許票を各方面の官衙、学校、有志者等に贈與し閱覽の便に供せしが此年更に範圍を広め市内公私立中学校の優等生をも加へ学生奨励の資となせり。  
 同四十三年一月仙台考古会に謀り地理書展覧会を催す。本館所蔵のものと諸官

衛生教育志の出陳品合計千数百冊に達せり。二月仙台市有志の旧青柳館文庫碑を本館構内に再建するに際し旧青柳館所蔵たる書籍の展覧会を催し六百数十冊を出版し其目録を頒てり。二月文部大臣の訓令に基き本館訓令を以て図書館設立に關する注意事項を公布す。十月本縣桃生郡桑村家存藤善右衛門氏図書館建築費として金五万円の寄附を願出で当局の許可を得たり。四十一年以来の本館改築計画漸く熟し右寄附金を基礎として豫算を編制し伊東顧問大体の案別をなし本縣土木課に於て設計案圖に着手せり。

同四十四年新築設計の考案成り工事開始の時近づけるを以て六月縣會議事堂に於り同所に於て開始せしむ同建物の狹隘且夜間臭燈の設備を缺くを以て児童の閲覧及び夜間の閲覧を休止するの止むなきに至れり。七月館舎の大部を拵下げ尋いで新築の工事に着手せり。八月市内各小学校と協議し本館の児童用圖書千百餘冊を巡回文庫組織にて各小学校に貸付け児童図書館を附かしめ夏期休業一箇月間に約三万の児童をして四万餘冊の圖書を閲覧せしめたり。十月縣会百集につき旧宮城病院内医学専門学技講義室に移り同室に於て閲覧を開始す。同四十五年二月新築館舎上棟式を行ふ。同月本縣立高等女学校の希望により同

校寄宿舎に圖書若干を常時貸付することとなせり。四月再び縣會議事堂に移り同所に於て閲覧を開始す。

大正元年十月新築館舎落成せるを以て引継を了し同月新館に移る十二月新館にて閲覧を開始す。

同二年二月縣令第十号を以て館則及び職務規定を改正せらる。同月新に職務細則を制定し巡回文庫取扱手続を改む。二月十一日新築落成式を挙行せり。九月宮城縣主催松島公園經營記念大會挙行に際し本館樓上に松島関係圖書及古器物展覧会を催せり。

同三年三月縣令第十二号を以て館則の一部を改正す。

同四年四月縣令第十五号を以て館則の一部を改正す。同十二月お伽講演会をはじめて開催す。好評あり。

同五年二月十一日より三日間本館樓上に於て郷土史料展覧会を開催して公眾の縦覧に供し斯道研究の便益を因れり。七月本館樓上に於て弘台市主催市内小学校児童成績品展覧会を催す。淳宮、高松宮両殿下台臨あらせらる。

八月縣令第二十八号を以て館則の一部を改定す。十二月在来の汽爐大破し使用

に堪えざるを以て新にコールニツシ式汽鐘（長さ十八尺、径五尺）を購入据付に着手し同時に汽鐘室（三坪六合九寸）増築となり同六年一月竣工せり。汽鐘購入費四千三百三十七円十二銭増築費百九十九円四拾五銭を要せり。

同六年三月東伏見宮殿下當市海軍志願兵検査状況御視察の御序を以て台席あらせらる。七月古書月録を印刷す。本目録は旧養賢堂本を基礎とし之に写本の一部及明治二十年前後に至る刊本等を合して分類載録したるものにして従来の古書目録の不十分なりしを訂正増補したるものなり。

同七年三月縣令第十六号を以て館則の一部を改正す。同月特別閲覧規程を制定す。七月八日東宮殿下東北地方御見学の爲め仙台市に行啓あらせられ本縣及仙台市の主催にて本館據上に開催したる中学校、小學校生徒成績品并に歴史参考品展覧会に台席あらせらる。

同八年五月本縣桃生郡齊藤善右衛門氏より本館の附屬事業たる博物標本購入基金として金を万円の寄附ありたるを以て同年度に於て該基金の利子を以て新に博物標本五十六具を購入せり。右基金管理を齊藤氏に托したる関係もありて後年更に二千円の寄附増額あり。九月十日児童用雑誌を准消耗品として取扱方懸

に申請したるに九月二十二日附を以て申請通り取扱可然の旨通達あり。十月本縣告示第四四五号を以て本館名稱中「立」の字を削り宮城縣圖書館と改稱し十一月一日より実施す。

同九年一月十六日雑誌新聞中學術雑誌及主なる新聞にして將來研究の資料若くは参考となるべきものを除き其他は准消耗品として取扱方を縣に申請し一月二十二日申請通取扱可然の旨通達あり。二月縣令十号を以て館則の一部を改正せらる。

六月十八日本館書庫狹隘なるにより之が整理方法として比較的重要ならざる圖書を送付し縣下公私立図書館へ貸付方縣に申請したるに七月一日附を以て認可あり。

七月二十四日より九月十日迄學生生徒並に一般閲覧者のために夏の読物を選ばし本館内に於て隨意に閲覧せしむることとせり。

九月二十一日汽車、汽船、理髮店、旅館、製糸場其他徒弟職工の多人数集會すべき工場に巡回文庫の施設をなし読書趣味の涵養を図り一面に於ては社会公德の發達に資するため該施設は閱し縣に申請したるに九月二十九日附を以て許可あり。



せられ十月汽船文庫（松島遊覧船）を開始し十一月に至り理髪店文庫及工場文庫并に三座汽船株式会社の汽船に対し該文庫を開始せり。  
 同十年四月二十一日より同二十七日まで一週間宮城縣教育会主催教育品大展覽会開催に付き臨時休館の上本館閲覧室、博物館本室、婦人児童閲覧室、カード室等を貸与す。

此頃労働慰安文庫、理髪店文庫等の圖書増加をなせる外五道郡教育会開設の夏期温泉教養所に児童圖書を送附し該施設事業を援助せり。  
 昭和二年二月十五日指令第六十一号（仙台市に付し）を以て本館構内二百五十一坪八合八勺（史澤寺通と勾当台通と殆ど直角形）使用を許可することゝなる是は市内電車所通の都合より未りしものにして為めに毛楓樹の移転（費用二百五十円）溝渠の位置変更及庭樹伐採等旧觀を損せること少しとせず。  
 同三年四月十五日より同六月三日まで五十日向東北遺物展覽会場として本館使用の件際指令を以て許可あり。本館は一般閲覧室を除き残全部を提供す。当時東北産業博覧会ありしを機とし此施設をなしたるものなるが頗る感況なりき。

(一) 職 員

明治十四年林通鑑長を命ぜらる。  
 同十五年四月館長林通鑑し本縣属山田真雄館長を命ぜらる。八月館長山田真雄退職。本縣師範学校長和久正辰館長兼務を命ぜらる。  
 同十七年館長和久正辰退職本縣師範学校教諭渡辺久馬八館長代理を命ぜらる。  
 同十八年七月館長代理渡辺久馬八退職し本縣師範学校長秋山恒太郎館長兼務を命ぜらる。  
 同二十一年五月館長秋山恒太郎退職し本縣師範学校長渡辺久馬一即館長兼務を命ぜらる。  
 同二十五年四月館長渡辺久馬一即退職し本縣属高岡松即館長心得を命ぜらる。六月館長心得高岡松即退職し本縣尋常中学校長大槻文彦館長に任ぜらる。  
 同二十八年十二月館長大槻文彦退職し本縣属高岡松即館長代理を命ぜらる。  
 同三十年七月館長代理高岡松即館長を命ぜらる。  
 同九月館長高岡松即退職し本縣属半田卯内館長を命ぜらる。

同三十二年九月館長下田卯内退職し本縣大立目克館長に任せらる  
 同三十六年八月館長大立目克退職し本縣榎守官野田藤馬館長兼務を命ぜらる  
 同三十八年四月三十日谷津利和書記に任せらる  
 同三十九年六月館長野田藤馬退職し本縣榎嶺岸大立館長に任せらる  
 同四十年七月館長榎嶺岸大立退職し本縣事務官相良水館長事務取扱を命ぜらる  
 七月中熊野司書を命ぜらる。十月館長事務取扱相良水退職し本縣事務官山村辨  
 之助館長事務取扱を命ぜらる  
 同四十四年五月中熊野死亡。九月山中熊野書記に任せらる。十月館長事務取扱山  
 村辨之助松地源泰にらる。本縣事務官補古宇田品晴館長事務取扱を命ぜらる  
 同四十五年六月館長事務取扱山村辨之助退職。七月本縣事務官古宇田品館長事  
 務取扱を命ぜらる  
 大正二年二月飯沼精進司書に任せらる。六月館長事務取扱古宇田品退職す。八  
 月林信可書に任せらる。同月本縣内務課長佐藤孝三郎館長事務取扱を命ぜらる  
 同三年二月山中司書退職。三月佐藤孝三郎司書に任せらる。六月館長事務取扱佐  
 藤孝三郎退職。本縣内務課長茂原敬三館長事務取扱を命ぜらる。十一月館長事

務取扱茂原敬三退職。十二月林信館長心得を命ぜらる  
 同四年館長心得林信館長に任せらる。十一月館長林信退職野尻房長館長を命ぜ  
 らる。  
 同七年佐藤雄五郎書記に任せらる  
 同八年五月佐藤司書退職。六月遠藤武藏司書に任せらる  
 同九年六月館長野尻房長退職。本縣理事官柳方弘毅館長事務取扱を命ぜらる  
 同十年五月館長事務取扱柳方弘毅退職池田菊左衛門館長に任せらる  
 同十一年十二月司書遠藤武藏死亡  
 同十二年四月山形源國者館司書小林藤吉本館司書に転任す  
 同十三年十二月十日書記常盤雄五郎同二十日書記谷津利和依願退職し此月阿部良通  
 吉田龜代治各書記に任せらる  
 同十三年五月十日書記阿部良通依願退職す  
 同年五月三十一日森樗六書記に任せらる  
 同年七月二十五日書記森樗六依願退職す  
 同十三年八月三十一日戸坂守正書記に任せらる

同十四年九月三十日実戸三兼書記に任ぜらる。  
 昭和二年三月三十一日書記吉田忠代が依願退職す  
 同年同月同日佐藤委書記に任ぜらる。  
 同四年五月九日可書小林藤吉依願退職す。  
 同年九月七日阿部存頭司書に任ぜらる。

(二) 各種集會に關する件

本館は社会教化の中心として可成的精神文化事業に付しては單に圖書を通じて之を誘導するのみならず展覽會、講演會、お伽會、幻燈會、活動写真會等各種の集會を主催し兼ねて又外部の要望に應じ絵画、教育品等の展覽會、各種の研究修養に關する集會等に対しても亦出来得るだけ便宜を与へんことに努め来れり。現に仙台孔子會例會の講義、國本社宮城支部、仙台読書俱樂部、仙台圖書館談話會等は本館を中心として其活動を継続しつつあり。

(三) 発行書類

本館に於て時々発行したりもの左の如し

名	冊数	発行年月日
1. 宮城縣立圖書館要覽(新版五七頁)	一	大正二年二月十一日
2. 同 (第四)(同 六四頁)	一	同 三年四月三十日
3. 同 (第五)(同 四九頁)	一	同 四年六月十八日
4. 同 (第六)(同 三三頁)	一	同 五年六月十五日
5. 同 (第七)(同 二〇頁)	一	同 六年六月十五日
6. 同 (第八)(同 二〇頁)	一	同 七年六月一日
7. 同 (第九)(同 二〇頁)	一	同 八年六月十五日
8. 同 (第十)(同 一九頁)	一	同 九年七月二十日
9. 大正和漢書分類目錄(四六倍版二九四頁)	一	大正三年三月三十一日
10. 大正(增加) 三年(第一) 同 (同 七五頁)	一	大正四年三月三十一日
11. 大正(增加) 四年(第二) 同 (同 七九頁)	一	大正五年三月三十一日

- 12. 大正五年 増加図書月報 (第一号より第十二号に至る) (四六版) 一 大正五年毎月
- 13. 大正六年 増加図書目録 (第十三号より第十八号に至る) (四六版) 一 大正六年
- 14. 大正和漢圖書分類目録 (古書之部) (四六版二二四頁) 一 大正六年八月
- 15. 大正増加和漢圖書分類目録 (附) 古書之部 (四六版一五三頁) 一 大正八年五月
- 16. 自大正八年一月増加圖書分類目録 (附) 古書之部 (四六版三三三頁) 一 大正十三年九月 (備考) 以上は洋書の分類目録をも載せたり
- 17. 宮城県図書館創立記念展覧会出品目録 (四六版三〇頁) 一 大正十年十月
- 18. 明治五年学制頒布五十年 宮城県図書館創立四十年 記念誌

- 19. 図書館時報第一号 (四六版四三頁) 一 大正十一年九月三十日
- 20. 図書館博物館有英英字事業 大蹟、名勝、天然記念物 視察概要 (菊版八二頁) 一 大正十三年四月
- 21. 行啓記念 仙台古名歌 遺墨武器 展覧会出品目録 (主催 仙土史談会 本館合場) (四六版二四頁) 一 大正十四年十月
- 22. 宮城県史料展覧会誌 (主催 宮城県教育会 本館 協賛) (菊版一四頁) 一 大正十四年十二月
- 23. 新土関係図書目録 (菊版六八頁) 一 昭和二年三月
- 24. 関東北図書館大会記録 (菊版三九頁) 一 昭和二年四月
- 25. 圖書に關する公議輿論 (菊版三二頁) 一 同 右
- 26. 読本紹介 (三十種) (四六版一八頁) 一 昭和二年十月
- 27. 新刊圖書目録 (菊版二二頁) 一 昭和四年三月
- 28. 博物館標本案内 (菊版一二頁) 一 昭和四年五月

29 史蹟名勝天然記念物図版写真  
縮新史料(公文書其他) 展覧目録

(創立四十八週年記念展覧会)

(菊版六三頁)

昭和四年七月

30 宮城縣本吉郡気仙沼附近産

貝類、海草類其他展覧目録説明

(同 右)

(菊版三二頁)

同 右

台湾事情紹介

小圃千浦氏筆

展覧目録

昭和四年十一月

米回情景創作版画

(菊版二二頁)

32 軍縮問題研究資料

(四大倍版 四頁)

昭和五年一月

33 増加圖書目録

(菊版六三頁)

昭和五年三月

34 米人の日本文化に対する寄与

(四大版四五頁)

昭和五年六月三日

(四) 設備概要

本館の位置は仙台市勾當台通二十八番地にありて南面の正門を定禪寺通に開く北は宮城縣商品陳列所に接し東は仙台衛戍病院に隣す西部は勾當台通より位置稍市の北部に偏す敷地千六百三十坪弱建物三百十五坪餘なり  
建物は主館一棟左右翼各一棟書庫二棟附屬家五棟にして南面せる主館を中心とし左右翼家を対照的に書庫附屬家を其北に配置せり新築書庫の煉瓦造旧書庫の土蔵造なるを除きて他は木造なり  
主館は屋上塔棟までの高さ七十一尺透窗針六尺八寸二層より成り中央軒下「宮城縣圖書館」の六字は佐々木(舜永)巴漢翁の筆なり  
階下は普通閲覧室にして長さ十間巾六間半隔切形をなし面積六十三坪二合なり窓は其数九、内法十尺巾五尺なれば光線の射入十分なり、天井は打出鋼鉄板張にして六箇の中心飾を存す各中心飾にサンデリヤを蒙置し之に三箇の電燈を付す新築當時は室内の光度約一千二百燭一坪二十燭の割合なりしと室内には貸付台、新着書棚等普通設備あり東面壁向の藩祖の画像は武田文太夫君の描写に  
る。定員は元百二十八人なりしを後年百三十二人に増加す。

博物館陳列室は主館の上層にして長十間巾八間面積七十八坪二合なり。北側中央には書庫三階に直通する廊下に屋上八角塔に昇降する設備あり室内には標本入り棚大二十個小六個、地勢模型其他各種標本を蔵す。

右翼家は二層より成り地盤より軒端まで三十五尺五寸階下の南端は閲覧人昇降口にして昇降室、受付室、下足室の三部より成る。下足室の西は休憩室にして面積十坪五合なり。其北隣はカールド室なり面積二十坪にして目錄台及机を配す階上には閲覧室ニ、特別閲覧室一あり。婦人閲覧室は面積十七坪五合定員三十六人、之に隣接せる児童閲覧室は面積二十坪定員五十四人児童用書を室内の書棚三箇に収む両閲覧室の界には板戸を用ひ不必要の場合には容易に取返し得る様になせり。特別閲覧室は面積二十二坪五合にして二十四人定員なり。現在は他の用に供す。

左翼家も右翼家と等しく二層にして高さ亦同じ。階下の南端に未廣職員昇降口あり。昇降室、供待室の二室より成る。昇降口より東に應接室六坪二合五勺、館長室八坪七合五勺、事務室二十坪あり階上には貴賓室十七坪五合、会議室二十坪、休憩室五坪あり。

書庫は三層の煉瓦造にして主館の北にあり階下は図書出納室を以て普通閲覧室の受付席に通し第二層と博物館陳列室との間に一小室を設け消毒器を置く。第三層よりは博物館陳列室に通ず。書庫總長南北三十九尺東西二十七尺地盤より軒造三十三尺六寸面積二十六坪七合二勺にして書庫内に備ふる書棚四十二毎棚凡十四段にして之を二列に排せり通路は三尺巾とす。窓及出入口には大野式防火鉄扉を付す。旧書庫の位置は元主館の西北即ち勾当台通に接近したるものなりしが昭和二年反対の位置に移せり土蔵にして面積十二坪閲覧に供せざる圖書を蔵置す。

附属家の一は左翼家の北にあり。廊下を以て之れに續く。室の數四、湯沸室、小使室、宿直室、製本室之なり。面積各四坪。製本室の西方に職員便所あり。

(未廣便所の設備正しくは頗る不便とす)  
其の二は汽籠室にして汽籠一台を据付く(ゴールニシ式汽籠、公稱二十五馬力、壓力五十ポンド、煙突七十二呎六吋)

冬期暖房の熱氣之より館内各室に通ず  
其の三は新聞縦覧室にして、元主館の西方にありしが昭和二年汽籠室の北東に

移轉せり

(五) 新築修繕者其他

新築工事の設計者は本縣技師比田孝一、技師師山添喜三郎、技師手我妻駒之進の三人にして明治四十四年六月工事に着手し土木課長中村悌一郎の指揮の下に技師手兒玉儀藏監督の任に當り大正元年十月竣工せり。建築請負者佐藤昌治なり。

閲覧人車子は縣下玉造郡鍛冶屋澤製材所の樹材を用ひて仙台工業研究所の製作せるもの、カード目錄箱及椅子は鷗屋丹野忠五郎の製作に係るものなり

(六) 本館建築設備費寄附者氏名(敬稱略)

宮城縣桃生郡前谷地村	存藤善右衛門	仙台市大町五丁目	櫻崎三郎助
仙台市上杉山通	伊沢平左衛門	宮城縣宮城郡七郷村	早川智寛
同 北目町通	荒井泰治	仙台市東四番丁	谷井せき
同 定禪寺通	橋本忠次郎	同 東四番丁	松良鶴植
同 大町四丁目	八木久兵衛	同 大町五丁目	佐々木重兵衛





仙台市厨分町 後藤宗兵衛 仙台市大町五丁目 藤崎祐之助  
 同 大町五丁目 鈴木英三郎 同 厨分町 笹気慶治郎  
 同 大町四丁目 藤原佐吉 同 北三番丁 瀬戸新三郎  
 以上 七十六名  
 合計 金六万六千五百四十五円也

(七) 宮城縣圖書館寄贈者芳名 (敬稱略)

伊藤清次郎 井上頼園翁十年祭 池田龍一 池田菊左衛門  
 伊勢奔助 記念出版事務所 伊庭勝之輔 石崎直矢  
 一戸岳逸 岩手縣圖書館 伊藤新一 石井泰助  
 石巻測候所 石川孫蔵 一徳会 一代交配登産普及  
 石川縣圖書館 市河万茂 五十嵐政吉 会  
 犬丸戴太郎 今宮町役場 飯野哲二 生江孝之  
 伊藤直純 石巻中学校 井手諦一郎

育徳財團

栗町通俗図書館 日本協会 新浮懸圖書館  
 民館市立図書館 日本橋區役所 日本海員救済会  
 日本大学 日本商工会議所

ロ シア 通信社

二 水昇 日本産業協会 新浮懸港記念 博覧会

林三省

日本興業銀行 日本産業協会 水

林靖一

日本生命保険株式 夕一株式会社 北海道帝國大学

浜田恒之助

日本図書館協会 日本魂社 堀越輝功

萩原頼平

西浦綱一 日本放送協会 北海道广土木部

花房太郎

日本評論社 関東支部 堀内謙吉

原田廣作

日本評論社 新田編纂部 細川一之助

長谷武治

日本冷凍会社 日本読書協会出版 北方詩人会

浜口内閣編纂部

日本読書聯合出版部 日本読書聯合出版部 奉公会



大類 神  
 大阪毎日新聞社  
 大阪医科大学  
 大阪外国語学校  
 尾崎知鉄  
 岡野英学会  
 大阪清水谷図書館  
 小野圭次郎  
 大阪市役所産業部  
 調査課  
 櫻楓会  
 小田島孫郎  
 大野百録  
 小野 清  
 大阪市役所

大塚帳簿製造所  
 岡野彦太郎  
 大阪府立図書館長  
 今井貫一君在職  
 二十五年記念会  
 大橋図書館  
 大江武男  
 小笠原治作  
 小野訓導英学会  
 大阪毎日新聞社  
 慈善団  
 大倉集古館  
 大阪市民博物館  
 大倉余馬  
 大橋進一

大槻盤漢  
 大阪布造包装協会  
 大村氏蔵  
 奥國領事館

力  
 梶原信一郎  
 藤田勝太郎  
 樽太六  
 川西徳太郎  
 加美郡役所  
 簡易保険局  
 加藤勝寿  
 関東六  
 海外商报社  
 鹿兒島縣図書館  
 鹿又武三郎  
 川口清徳  
 金子力之  
 鹿兒島縣警察部

渡辺千冬  
 和田豊治伝記編纂  
 所  
 和田鐵江  
 和田彦次郎  
 豆理 善  
 若門会  
 若松市立図書館  
 和歌山縣立

沖平 清  
 学習院  
 門脇英鏡  
 鹿兒島縣立  
 神奈川縣立  
 紙 勇造  
 額賀大直  
 鎌田共済会  
 神木鷗津  
 金沢町八幡神社  
 社務所  
 加藤 彰  
 金山図書館  
 加藤木里敬  
 加藤 駿

鷗友会  
 鎌田共済会博物館  
 カルピス株式会社  
 上山満之進  
 海軍協会  
 岩松堂  
 川村清一  
 外務省通商局  
 学術研究会議  
 感心哲学会  
 神戸女学校

末沢高等工業学校  
 義倉図書館  
 横浜輸出協会  
 吉田岩平  
 米内山農作  
 横瀬龍男  
 養正時報社

高橋英記  
 大日本気象協会  
 拓植局  
 台湾總督府鉄道部  
 台湾總督府  
 台湾總督府官房  
 調査課

力  
 柿花啓一  
 樽太六森林作業所

夕  
 台湾總督図書館  
 大連海務協会

台北大学  
 台湾總督府税関  
 第四高等学校  
 高松宮家  
 大震災善後会  
 高泉美忠  
 第一銀行  
 第二高等学校

吉山基徳  
 横浜市役所

高林昌術  
 台湾總督府文教課  
 武岡豊太  
 台湾總督  
 臨時國勢調査部  
 玉井広平  
 谷本 富  
 丹野 清  
 台北高等学校  
 体育研究所  
 棚本一良  
 大連滿鉄図書館  
 大宅司雅之助  
 田中清之助  
 台湾總督府殖産局

田中作治郎  
 田手行次  
 台中州立図書館  
 高安文庫  
 田中清一  
 大通民論社  
 第一區府縣立  
 全生病院  
 田代秀徳  
 台北高等商業学校  
 高木利太  
 玉造郡役所  
 台湾教育会  
 台湾總督府  
 殖産局山林課

佃 興次郎  
 土屋夏五郎  
 月館豪徳  
 月館富太郎  
 恒松勤一  
 鶴岡市役所  
 都築馨六  
 辻 尚村

外崎 寛

木  
 中野願三郎  
 長崎高等商業学校  
 内務大臣官房  
 名古屋市役所勸業課  
 奈良女子高等師範学校  
 内務省土木局  
 南洋庁  
 中島博士記念事業会  
 成瀬 勇  
 長崎税関  
 内務省土木試験所

ナ  
 成田山新勝寺  
 名古屋市立図書館  
 内閣統計局  
 成田図書館  
 奈良図書館  
 名取郡役所  
 名古屋市役所  
 長崎縣図書館  
 永野米三郎  
 長崎市役所  
 長江藤三  
 かつたや書店

ニ  
 中根岩彦  
 成田恭二郎  
 中目 覚  
 永島忠重  
 南葵音楽図書館  
 内閣拓植局  
 中村作次郎  
 中山文化研究所  
 生江孝之

ハ  
 植田豊攝  
 内田良平  
 内ヶ崎作三郎  
 梅浦健吉  
 宇治山田市役所  
 請川健藏  
 宇佐美景堂  
 牛塚虎太郎

ヒ  
 村井伊兵衛  
 陸奥広吉  
 武藤元信遺着刊行会

ヘ  
 江木 衷  
 江木干之  
 江口鳳樹